

平成25年第3回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
第1日(9月17日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
高田豊繁君	6
町 俊策君	19
喜山康三君	31
麓 才良君	43
議案第41号 与論町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	56
議案第42号 与論町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	58
議案第44号 平成25年度与論町一般会計補正予算(第4号)	59
議案第45号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	67
議案第46号 平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算(第2号)	69
認定第3号 平成24年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	70
認定第4号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳 出決算認定について	70
認定第5号 平成24年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	71
認定第6号 平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について	71
認定第7号 平成24年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	72
認定第8号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	72
認定第9号 平成24年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	73
特別委員会設置及び委員の選任について	73
同意第1号 与論町名誉町民の推戴について	74

同意第 2 号	与論町教育委員会委員の任命について	77
議案第 4 3 号	平成 2 4 年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分 について	78
散 会		80

第 2 日（9 月 2 7 日）

認定第 3 号	平成 2 4 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	83
認定第 4 号	平成 2 4 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳 出決算認定について	86
認定第 5 号	平成 2 4 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	86
認定第 6 号	平成 2 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認 定について	86
認定第 7 号	平成 2 4 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい て	86
認定第 8 号	平成 2 4 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	86
認定第 9 号	平成 2 4 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	86
陳情第 9 号	奄振予算による「離島海上運賃及び離島航空運賃低減補助制度 創設」の要請について	89
陳情第 1 0 号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保 のための意見書採択」に関する陳情について（総務厚生文教常 任委員長報告）	90
陳情第 1 1 号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための 2 0 1 4 年度政府予算に係る意見書採 択の要請について	90
陳情第 3 号	町道白石線（有村酒造横～農協スタンド横）の整備について （環境経済建設常任委員長報告）	91
陳情第 4 号	与論町道の舗装整備について	92
陳情第 5 号	町道千迫線一部区間（与論高校西側）の拡幅改良工事について	92
陳情第 6 号	サグニャ地区農道（仮称）の舗装整備及び排水路改良について	92
陳情第 7 号	サダリ地区農道（仮称）の舗装整備について	92
陳情第 8 号	川田博勝・阿多住秀、田中トヨ宅前南周り線（仮称）の道路舗 装整備について	92
発議第 6 号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」	

	のための意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）	96
発議第 7号	少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書の提出について（麓才良銀ほか3人提出）	97
発議第 8号	道州制導入に断固反対する意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）	98
	所掌事務調査報告の件（議会運営委員長報告）	100
	議員派遣の件	106
	閉会中の継続審査・調査について	106
閉 会		107

平成25年第3回与論町議会定例会会期日程

月	日	曜日	議 会 日 程
9	17	火	本会議(開会、一般質問、議案審議)
	18	水	24年度事業実施箇所調査、決算審査特別委員会
	19	木	決算審査特別委員会、常任委員会
	20	金	議事整理日
	21	土	休日
	22	日	休日
	23	月	休日
	24	火	議事整理日
	25	水	常任委員会
	26	木	予備日
	27	金	本会議(閉会)

平成25年第3回与論町議会定例会

第 1 日

平成25年9月17日

平成25年第3回与論町議会定例会会議録
平成25年9月17日（火曜日）午前9時30分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第41号 与論町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 第6 議案第42号 与論町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第44号 平成25年度与論町一般会計補正予算（第4号）
- 第8 議案第45号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第46号 平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 認定第3号 平成24年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第4号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第5号 平成24年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第6号 平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第7号 平成24年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第8号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第9号 平成24年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第17 特別委員会設置及び委員の選任について
- 第18 同意第1号 与論町名誉町民の推戴について
- 第19 同意第2号 与論町教育委員会委員の任命について
- 第20 議案第43号 平成24年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について

2 出席議員（10人）

1番 林 敏治君	2番 高田豊繁君
3番 町 俊策君	4番 林 隆寿君
5番 喜山康三君	6番 供利泰伸君
7番 野口靖夫君	8番 麓 才良君
9番 福地元一郎君	10番 大田英勝君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町 長 南 政吾君	副町長 川上政雄君
教育長 田中國重君	総務企画課長 沖野一雄君
会計管理者兼会計課長 佐多悦郎君	税務課長 久留満博君
町民福祉課長 南 秀哲君	環境課長 福地範正君
産業振興課長 鬼塚寿文君	商工観光課長 富士川浩康君
建設課長 山下哲博君	教委事務局長 池田直也君
水道課長 末原丈忠君	与論こども園長 岩山秀子君
茶花こども園長 酒勺徳雄君	那間こども園長 高田りえ子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑義谷君	係 長 朝岡芳正君
------------	-----------

開会 午前9時30分

-----○-----

○議長（大田英勝君） ただいまから、平成25年第3回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大田英勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番林 敏治君、7番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（大田英勝君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月27日までの11日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（大田英勝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、印刷して配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川畑義谷君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成24年度与論町健全化判断比率の報告、平成24年度与論町公営企業資金不足比率報告書、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類が提出されていますので、お目通しください。

また、監査委員から平成25年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、お目通しください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第108号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（大田英勝君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（大田英勝君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、高田豊繁君。

○2番（高田豊繁君） おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○2番（高田豊繁君） それでは、ただいま議長の許可を得まして、先般通知しました一般質問の通告書内容に沿って質問をさせていただきたいと思っております。

1 職員の採用について

(1) 現在、職員は主に一般行政職を採用しているが、事務系の職員ばかりでなく、技術職や障害者枠での採用についても配慮する考えはないか。

(2) 公務員の再任用制度については、今後どのように運用していく考えであるか。また、これとの関連において、臨時職員の雇用計画についてはどのように考えているか。

2 干ばつ時の農政推進策について

(1) 長期にわたる大干ばつが甚大な被害をもたらしているが、群島全体に共通する課題であることから、県を交えて対策検討会を設置するとともに、人工降雨を干害対策の選択肢の一つとして推進する考えはないか。

(2) 貯水池の水質や散水方式が論議されているが、水源地からの揚水吸口を改善するとともに、畑かん整備計画地区に固定式散水施設を早期整備して、単収の増大、営農の省力化を図る考えはないか。

(3) 今後も大干ばつによる被害はあるものと懸念されることから、さとうきび共済の加入促進には最大限努力する必要があると通感されるが、どう推進していく考えであるか。

3 離島の海上運賃と航空運賃の低減対策について

(1) 奄美群島においては離島の海上運賃低減対策が喫緊の課題であることから、沖縄県に準じて一括交付金により運賃の助成対策を講じてもらうよう、群島の

最重点要望事項として総力を挙げ国・県に強く要請していく必要があると通感されるが、実現するまでどう推進する考えであるか。

(2) 沖縄や鹿児島への航空路線は最重要生活路線であるばかりでなく、観光振興による経済活性化策としても不可欠であることから、航空運賃の低減対策を講じてもらうよう群島が一体となって国・県に強く要請していく必要があると通感されるが、実現するまでどう推進する考えであるか。

4 砂美地来館の空調対策について

(1) 砂美地来館は各種のスポーツやイベント等に有効活用されているが、夏場の利用に際しては、室温が高く大変厳しい条件下にあることから、冷房設備の整備や換気、開口部の設置など、全般的な空調対策を講じる考えはないか。

以上でございます。お願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） おはようございます。よろしくお願いします。

それでは、お答えします。

まず最初に、1-(1)についてお答えします。

職員採用試験に係る職種区分につきましては、主に一般行政職での募集を実施しているところです。

一般行政職は、例えば税務専門職、医療技術職、看護職、福祉職、土木・建築職、消防職、教育職、企業職、技術労務職などの専門技術分野に該当しない総合行政的な職種として区分し、運用を行っています。

御提案の技術職の採用につきましては、現職員の中での後継者育成にも努めながら、今後とも必要に応じ技術系の新採職員の確保を図ってまいります。

次に、障害者の雇用についてですが、障害のある方々が積極的に社会に参画し、その能力を発揮できるよう、社会全体で雇用の確保に努めていくことは極めて重要であると認識しています。役場における障害者雇用促進法で定める障害者雇用率は、現在3.4%であり、法定雇用率の2.3%を上回っています。

今後とも、障害者の法定雇用率の達成に努力してまいります。

次に、1-(2)についてお答えします。

公務員の雇用と年金の接続については、本年3月の閣議決定により、本年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、年金受給開始まで無収入期間が発生しないよう定年退職者に係る再任用が義務化されています。

このため、本町におきましても、再任用に関する関係規則等の整備を行うとともに、対象となる職員の再任用意向調査を実施し、適正な運用に向けて準備を進めて

いるところ です。

今後とも、定数枠内での運用や年齢構成、臨時職員数などとの適正なバランスに配慮しつつ進めてまいりる所存です。

次に、2－(1)についてお答えします。

沖永良部事務所管内の渇水対策連絡調整会議につきましては、国、県及び管内3町を交え9月10日に第2回目の会議を開き、現状報告と会議の運営細則を決めたところでありま す。

その会議の中で、人工降雨についての早期の技術確立について要望してまいりました。この技術につきましては、まだ確立されておらず実用化には程遠いのが現状のようですが、今後とも機会があるごと にお願 しいてまいります。

次に、2－(2)についてお答えします。

ため池等の揚水施設の吸い口は、底に固定されておりヘドロを吸い上げて水質を悪くしている箇所もあります。水位に応じて吸い口を上げ下げできるようにするな どの改善を検討してま いります。

また、固定式散水施設の整備につきましては、現在麦屋地区において実施して おり、散水施設設置撤去などの労力がかからず、有効な散水方法となつてま いります。

既に散水器具の配布を終了した地区についての固定式化については、事業化の要 望はしてま いりますが、耐用年数の関係で現在は認められないとのことですが、継続し て要望してま いります。

次に、2－(3)についてお答えします。

さとうきび共済につきましては、平成24年度の加入実績で47%と低く、2年 連続の不作を受け未加入農家はかなりの収入減となりました。

このことを踏まえ、農家経営の安定を図るため、今後の加入促進対策として、自 動継続加入を理解してもらい、80%以上の加入目標を掲げ、地区推進委員とも ども関係機関と協力し推進してまいりましたが、本年度は54.7%にとどま りま した。

今後とも関係機関と協力し、加入促進に最大限努力してま いります。

次に、3－(1)についてお答えします。

奄美群島における離島航路及び航空路運賃の軽減対策につきましては、これまで 奄美の全市町村関係者が一体となって取り組み、国・県に対する強い要望を行つ てま いりました。

この結果として、本年度末で期限切れとなる奄振法の延長を前提に、奄振関係予 算を所轄する国土交通省により、先月末に概算要求の発表がなされたところ です。その中で、非公共事業として離島運賃の軽減等に係る交付金制度の新設及び30億

4900万円の予算要求が行われたことは、歴史的にも画期的なことであり評価すべき成果であろうと存じます。

今後は、この要求している全額の予算確保に向けて、奄美の全群島民を挙げての陳情等の活動はもとより、県当局をも含めた「オール奄美、オール鹿児島県」による様々な角度から国に対する働きかけを継続し、奄振法の延長・拡充の実現を目指す地元側の熱意の発信・発現を続けていくことが重要であると認識しているところです。

このため、群島関係者や県関係者との会合等のあらゆる機会を捉えて、実現のための具体的提案や呼び掛けなどを行ってまいりたいと考えております。

次に、3-(2)についてお答えいたします。

3-(1)で答弁申し上げましたように、航空運賃の低減対策につきましても、航路運賃の軽減と併せて、奄美群島の全市町村を挙げて要望活動に現在取り組んでいるところであります。

沖縄や鹿児島への航空路線はもとより、生活路線のみならず、観光及び経済路線として最も重要な交通アクセスと認識しているところであり、この運賃軽減に係る奄振法の延長及び交付金制度の実現、所要予算の確保等については、今後とも全力を挙げてあらゆる努力を傾注していくとともに、鹿児島県をも含めた関係者の更なる連携・団結と行動を呼び掛けていく所存であります。

最後に、4-(1)についてお答えします。

平成5年地域総合整備事業で建設した砂美地来館は、今年で築20年になります。文化施設及び体育施設としての併用型で整備したため、利用者から同様な御意見がございます。今後財政状況を鑑みて対策を検討してまいります。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） すばらしい答弁をいただきまして安心したところでございますが、補足的に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の職員の採用についてでございますが、職員の採用につきましては、毎年行われており、職員の若返りが図られて大変結構なことだと思います。本町は、離島にあり、行政事務においても大変本土と違いオールラウンド的な職員が必要とされていると思われ、職員の方々もいろいろ職種を変えた人事異動については大変かと思いますが、今後は多種多様な広がりが見込まれる中、一般行政職とはまた別に技術系の職員も障害者の方と一緒に今後は採用をしていくようにひとつ努力をしていただきたいと思います。

それから、2番目のところですが、再任用制度につきましては、先ほど全協の中で総務企画課長のほうから資料に基づいて説明がありました。そういうことで、職

員の方々としても戸惑いもあるでしょうが、これはやはりまたその臨時職員の立場というのも考えなくてはいけないということから、職場の全体のモチベーション向上、そういったことも考えながら、また町民の目線というのものもあるかと思えます。そういうことも十分考慮して、総合的に進めていく必要があるのではないかと思います。

それから、関連してですが、こうして見ていきますと、特に水道課とかの場合ですが、本当に臨時職員なのですが、夜、昼と長期的に務めていて正規職員よりも技術面、能力面等に重要なポジションを与えられている臨時職員もいらっしゃるのです。今後そういった手当等も考えながらやっていく必要があると思いますけど、副町長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 今議員さんからありましたように、役場の臨時職員は現在121人お願いしているところですが、その中で仕事の何と言いますか、中身、充実した仕事をしてもらっているのが一番水道課の職員ではないかと考えています。ですから、そういったことも踏まえながら、ある程度の賃金の是正も今後検討していかなければならないのではないかとということで考えています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 次に、質問事項の2ですが、今年の干ばつは、もう本当に史上最大の干ばつだと言われています。十五夜あたりも間近に控えてはいますが、今日も全国的に晴れだということで、高気圧が張り出している関係もありまして、降るところには劇的な膨大な雨が降っているのですが、やはりこの南西諸島のほうには大変厳しい実情が続いています。去年は台風でやられ、今年は干ばつでやられ、これ本当に町民にとっては大変な負担になっているのですが、今後やはり何とか安定的に少しでも前向きにできるように、ひとつ質問をさせていただきたい、提案をさせていただきたいと思えます。まず人工降雨についてちょっと触れてみたいと思うのですが、人工降雨については、国内外で大変これまで研究されて、実用化されている例もありますが、まだまだ新しいジャンルということで、まだその安定、定着したのではないということで答弁をいただいています。それは確かにそうなのですが、東京都の場合、これテレビでも、新聞でも出てたんですが、多摩川のずっと上のほうに行きますと奥多摩湖というのがございます。そちらに国内でも有数の小河内ダムというのがありますが、そこで石原都知事が前におっしゃってたのですが、その私が人工的に雨を降らしますよという公言がありまして。そして、それでそのこのシステムはヨウ化銀を燃やして、その煙をこう煙としてその雲にタッチさせてそれで低温化を図って大量の雨を降らせたと。それはもう実際東京のゲリラ豪雨が

ありましたけど、そのときにもその影響だということではあります。また、北京オリンピックのときも、今度は中国政府はロケット砲を打ち上げて、ヨウ化銀を詰めてあるロケット砲をその雨雲に打ち上げて、それで急激に雲を増やして、それで北京に雨が降らないように風上のほうでその対応をしたというのがあります。そういう中で、平成20年に日本学術会議が国に対しまして、干ばつ・渇水対策のための最も適切な方法の人工降雨に関する実行マニュアルを早くつくりなさいと。そして各省庁とも横の連携をとりながら実用化と普及に努めるよう提言しています。そういう中で、去年と今年に新しくこの人工降雨の新しい方法が開発されています。それは実験ではありますが、九州大学と福岡大学があの液体炭酸を雲に散布して確実に雨を降らせるということで実験しているのですが、居酒屋にいきますとビールサーバーの横に緑色のタンクが座ってますよね、緑色の二酸化炭素を一定の圧力で、これがかなり効果がありまして、これは空中に放出すると500倍の容積になるというわけです。だから、例えば1立方メートルのタンクがあると500立方メートルの気体になって、その空気を冷やし雲を冷やすと。それが本当にやってみて、それが確実にあったというのが今新しい方法として開発されています。液体窒素というのは、大変今海上運送では制限を受けているのですが、この二酸化炭素について、いわゆる液体炭素については、今のところ普通のフェリー運送できて、居酒屋とかにも座っているのですが、ということで、これは安全上はいいということで、こちらのほうに今開発の目が向けられているということですので、あらゆるそういう機会に、やはり有事になってからは、これは間に合わないですので、平時からそういった研究チームを専門部会みたいな感じで、これは県とも連携をしながら今後進めていただければ。町長もまたそういった機会にぜひ発言をして、発議をしていただければと思います。どうですか、町長。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 昔はYSにタンクを積んで雲が来たということで連絡して、与論に飛んできて何回か液体窒素ですか、あれを撒いて雨乞いをしたということの経験があるのですが、私もこういう職についてから即、干ばつのときにやりましたところが、YSも廃棄されて、そのタンクも積む飛行機がないということで、もうそういうことはできませんという回答を受けたのですが、つい最近、先ほど議員が言われた小内川の人工降雨のあれをやって、2回やったらいいのですが、1回目、7、8年ぐらい前に1回やって、そのときは2日ぐらいしてから雨が降ったということで、その装置のお陰で降ったのかどうか分からない。それで今回やった、今回スイッチを入れた、まあスイッチというんですか、あの機械を作動させた。それからしばらくしたら確かに降ったということで、その可能性が非常に効果がある

のではないかと、気象庁もはっきり断定はできないけど、あるのではないかとということが新聞に載っていたのですが、そのことも会合で申し上げたことがあるのです。奄美の私どものきび対策でもすぐにはできないから、その人工降雨のことだけは常に検討して、それが実用化されたら即実現ができるように協力していただきたいということ。私も1回申し上げたのですが、他からもその話が出ました。その専門の先ほどお答えした会合の中でも出てきています。ですから、よそから来て、例えば大砲を売って中国みたいにやるという方法は非常に難しいと思うのです。結局、今のそのつい先日実際にやられた、ああいう装置をその地域にやるという方法で、ひとつできるだけ早く実現ができるようにということで要望はしてあるのですが、ただそのときに、まだあの渇水期に入ると、その水道水もできなくて困っているところまで装置がされていないと。ただ1箇所だけ、日本でただ1箇所だけされているので、まだ実験段階で非常にかかるのではないかとのお話ですが、いつまでかかってもそれはもうぜひ将来は実現できるようにという考え方はもってもらいたいと、今お願いをしているところです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 実際は、この雨を降らせない対策のほうが難しいそうです。降る雨を止めるのは難しいけど、その雨を降らせる理屈のほうがやりやすいと言われてるのです。それで、それもそのいわゆる降雨が少なくなってきてから、薄い雲が出てきたからといって、それに対しても効果はないと言われていています。また、極端な言い方をしますと、今年は長期的な干ばつがくるなということが予想されると、その雲があるうちにその湿度をかけるということが最も望ましいということですが、特にこの奄美地域に関しては、沖縄もですが、やはりもっと国がそういうことに目を向けるのもあれですので、やはりこの与論町長が、与論島から発信していただければ最も効果があるのではないかと、僕はそういうふうに思います。

一つ、またそういったのも一つの今後の干ばつ対策のチャンネルとして、ぜひひとつ議論を重ねていただきたいと思います。

次に、畑かんについてですが、この議会のほうからもこの水質の問題、各公民館の間でもため池、あるいは貯水池の問題については言われているのですが、やはりこの先ほどの答弁の中でもあったのですが、大変前向きな答弁だと思いますが、そういうふうに、その池の底にこうピットがあって、そこから揚水しているという、これは国の指針に基づいてなされているのですが、この前はこの集落の家庭雑排水の混入も含めまして、やはりそういうその徳之島みたいに山からの水というのとはちょっと違うところがあると思うのです。ですから、そういうふうにそこら辺の地理的なこともありますので、今後はひとつまた県と、鹿児島県と改善策について論

議をしていただければと考えます。

また、そういったことに対して、町民のほうからも水質の改善に関しての提言、提案もしたいという人もまたいるようでございまして、そこらあたりの方々、いわば電気屋さん、水道屋さん、またその他の有識者の方々をひとつの勉強会、チームとしてつくって、その会議も勉強会もされたらいかかと思いますが、産業振興課長、いかがでしょうか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今議員から御指摘がありました、その民間からの提言というのもございます。そして、その内部でもこうしたらいいのではないかという案もございます。それぞれ総合的に勘案いたしまして、今後新年度に向けて検討してまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ひとつよろしく申し上げます。

それから、今のに関連してですが、今那間地区、叶地区、橘地区等でスプリンクラーとかレインガンが使用されていますが、やはりそのやってみなくっちゃ仕事はわからないというのがありますけど、この移動式の場合は、なかなかその大変な労力がいるということ。その中で、徳之島、それから沖永良部島では、今、真正地区でされている固定式のスプリンクラーの設置が進められていますが、真正地区の場合は、いかがですかね、課長、その評価としては、どうですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 今年は幸いといたしますか、大干ばつで大変好評をいただいています。

○2番（高田豊繁君） わかりました。町長、御意見ございますか。その今後の方向性。スプリンクラーが例えば畑の中に固定式の場合立つ場合もあるわけですよ。1反歩区画とかの場合、そういうふうに入るのですが、ハーベスタ組合の話聞いても、それは事前にわかってさえおれば、その刈り取りにはさほど支障にはならないというふうな言い方をされるものですから、だから積極的に、ちょっと経費はかかるかもしれませんが、なるべく補助で、中までずっとできるように、今後県と話し合っただけを進めていただきたいと思います。

南町長の場合は、土改連の幹事さんもされまして、また農政部あたりにも大変人脈があるし、この問題に関しては大変、人脈があるかと思いますが、今度ともひとつ解決策、対処法について頑張ってくださいと思います。

それから、次の共済についてですが、何人かこうしてみんな会って話をするのですが、やはり返ってくる答えとしては、何て言いますか、その掛金に対して、全然

自分の利益になるのではないのではないのかというのが多いんです。ですから、そういったそこら辺のいくらの面積に作付けして、どういった被害が出たときにどのくらいの共済金が出ますよという、そこら辺をやはりわかるようなこと、あるいは、その結局、共済掛金納入の期限というのがありますよね。それをほとんど知らない人もまた結構いるということ、話を聞きますと5月31日ですか、そういうことで、そこら辺も干ばつになってきてから、これは共済掛けんといかんという、そういう駆け込み共済加入はもうできないわけですので、そこら辺もわかるように、今後また努力していきたいと思いますが、先ほどの説明資料の中で、大変この前年よりは、前々年よりはさらに上がってきているということになりますが、まだまだ隣の島から比べますと低いような状況にございますので、今後ともひとつこのさとうきび共済の加入の促進については、特段の努力をお願いしたいと思います。

それから、質問事項の3なのですが、離島海上運賃と航空運賃の低減対策ですが、この問題につきましては、これまでも町長は重要な政策として国・県へ訴えてきたことです。そういう中で、先般、徳之島、沖永良部、与論では、この件に関しまして多くの署名が集まっていますが、これは各首長さん方の国・県への働きかけを強く後押しするものです。本年は、本土復帰60年、そして与論町制施行50年の節目の年でもありまして、奄振改定前の本年こそこの問題課題を前進させる絶好の好機と考えます。先ほど答弁の中でもございました、30億4900万円の概算要求が国交省から財務省になされています。この金額はすべて、この交付金がこういった運賃対策に全て振り向けられるということではないかと思いますが、やはりこの離島のこれまでのこの農産物の問題、それからまた一般物資の問題、それから乗客の運賃の問題に関しましては、今後も本当に粘り強く頑張りたいと思います。この問題を考えますと、昔、40年前にこういうことがございました。さとうきびの価格が当時6,000円だったのですが、この問題、米は政府の買取価格として1俵当たり1万300円で国は対処しておりまして、そうすると、これは10アール当たり直しますと1反歩から5トン採れたとしまして五六、三十ですから3万円ですよ。そうすると米は1反歩から8俵採れます大体。8俵採れますと10アール当たり8万円を超えるのです。そういうことで与論から昭和48年に76人、そして奄美の大型陳情団が合計1300人で、東京のほうに藤丸で上京しています。私そのときの写真を持っているのですが、その当時、その先代朝潮もこの陳情に大きな力をくれた。このときに奄美のほうから現在の安岡先生が選挙に通られて、この方が中心になって頑張っておられたのですが、これが一気に1万6000円に跳ね上がったのです。49年の計画はその6,000円から1万6000円に跳ね上がったと、これは町誌を見ていただければ、与論町誌のほうに載って

いますが、それでちょっと横道に反れますけど、この大蔵省にこの陳情団が伺いますと、その時の佐藤内閣の当時の大蔵大臣は田中角栄だったのです。田中角栄にお会いして、大臣を、その国会議員と一緒にいきますと、田中大臣はこう言ったというのです。「いやいや遠いところから御苦労さん、兼ねてから奄美のことはこのY君からよく聞いているよ、こんな機会はめったにあるものではない。この件はY君のこともあるし、この田中に任せてくれんか。皆さんはトン当たりどのくらいの要望できているかわからんけど、トン当たり1万5000円でどうだい。その額でよければこの田中は確約していい。それよりも早く島へ帰ってきびの1本でも植えなさい。ただし次の選挙は頼むよ」ということを言っています。そうすると、田中大臣は1万5000円で約束したのですが、実際これに手当を入れまして1万6000円になっているのです。ですから、もう倍以上になっているのです。せいぜいその陳上団は8,000円ぐらいになればいいと思っていたのですが、そういうことで行きは本当に苦しかったけど、帰りはよかったということを行っています。

そういう中で、特にこの航空運賃のことについて、ちょっと申し上げたいのですが、特にこの航空運賃に関しましては、これは奄美新聞に載っていますが、現在の離島割引運賃から更に4割減の、今現在沖縄で実施されている沖縄並みに考えているということが報じられていますが、特に本町の場合は、鹿児島路線もさることながら、沖縄ルートが最も重要だと思います。そういう中で、大変その沖縄・与論間の航空運賃が高いというのがほとんどの方々の御意見でございます。それで、観光面を考えたときも、それから、子育て支援、病院に行くことも、それからその出産支援の面から考えましても、特にこの県外路線であるこの沖縄路線、これを鹿児島県が今離島割引の対象に入っていないのですが、これをぜひ今回の対象に組み入れていただいて、鹿児島だけでなく、沖縄をぜひやっていただきたい。というのは、この案については、これはもう南町長しかできないですので、ぜひこの機会に確定をさせていただきたいと思うのです。

それで、先般議員の研修会があったときに、交通政策課にも一緒に林さんとかも一緒に行ったんですが、そのときには、ややそういうニュアンスではあったのです。その沖縄もこういうのを考えてはいるよと、これはまた一応流動的なところもございまして、ぜひこの沖縄路線について強力でひとつ頑張ってくださいと思います、町長の御意見を。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まさに議員がおっしゃるとおりで、私どもの県庁所在地は鹿児島県ですが、生活面でいったときの沖縄とのかかわりというのはもう非常に大きなものがある。これはもうみんなが認識しているわけで、今回交付金制度で自由に補

助金を充ててやるという考え方で、今国のほうに奄振の内容の変更といいますが、それを非常に強くお願いをしているところですが、基本的な考え方が沖縄並にという考え方が、沖縄以上は無理だよという考え方が国土庁にあるのです。そういうことを考えたときに、沖縄がじゃあ実際にやっているのは何かといったら、沖縄県から沖縄の本島から各離島へ行くだけがやっているのです、それ以外はやっていないのです。そうしますと、与論と沖縄の関係というと、鹿児島県内、鹿児島からはそれに当てはまるけれども、沖縄になると鹿児島県外になるということで非常に大きな抵抗があったのですが、先生方、特に金子先生をはじめ県議の先生方、そして安岡先生、徳田先生はじめ国会議員の先生方が極力与論のその沖縄との関連の必要性というのを認識しておられまして、非常に今頑張っておられるところです。まず最初に国土庁を説得しないことには国土庁から財務省に出しているのですから、御承知のように、予算を国土庁から要求されているのですが、その中に与論と沖縄の問題も入れる可能性が非常にあるということで、もっと頑張るからということで、金子先生から御連絡を受けています。二、三日前に受けていまして、先生方が本当に頑張っておられるというのを全島民にお知らせしたいのですが、その例外みたいなことになっているのですから、なかなかできないです。とにかく先生方がものすごく頑張っているということだけ御認識していただければありがたいです。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 大変力強い、またありがたいことです。

話はがらっと変わりますが、これは奄振予算の使い方、使い道なのですが、従来はトンネル型、トンネル型ということで言われてますが、今本当に名瀬港に二重の防波堤をつくっていますが、あれはこの1メートル当たり大体5,000万円ぐらいするそうです、工事費が。それを今もう何百メートルとしてこうやって、船もまた立神のほうからこう入って、こう入ってこうしか入れないですよ。こうまっすぐはもう入れないのです。そうすると船の、特に下りも上りも名瀬の場合はほとんど夜になりますが、大変あれも苦勞しているなという気がします。本当にそれだけの効果があるのだろうかと思うのですが、それよりも、それもですが、昔、例えば海上保安庁の船とか、それから昔の名瀬岸壁、昔ありましたよね。いわゆる入船町のあの付近のところの、あそこもこう締め切って、あそこに埋め立てをしているのです。埋め立てるその周りも今はもう草がぼうぼう生えて、配線も全然もう全く利用されていないところにもくもくとそういった大量の奄振予算が使われていることからしますと、私はやはりその効果とかそういうのに、本当にその必要、島の人間に密着に、この私生活に、豊かな生活になれるような密着型の予算配分をしていたらと思いたしますが、町長にそのあれをするのではないのですが、この群島内で

も一番輝いているし、実力もあるのは僕は南町長だと思うし、この南町長がこの南3島の、特にその町村長もまた徳之島ですので、南3島がリーダーシップをとって、この奄美全体のこの奄振予算のこの効果的な使い方というのも今後頑張っていたきたいと思いますので、どうですか、町長。あの姿もごらんになっていますよね。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 誠におっしゃることはよくわかりますが、ただよそのことをどうのこうのではなくて、私どもがこれが必要だということを極力押ししていきたい。問題は、私は非常に今度の奄振法でのこの先生方はじめ、考え方が今までその何ていうんですか、ハード面ばかりやったのがソフト面に向いてきていると。それが実現するという事は非常にこの272億円の奄振の予算の中で、これは財務省を通ったときですが、その中で三十何億というのが交付金でやるという、ソフト面で活用できるという考え方、非常に大きなものがあると。大きな一歩であると。これをやるごとに増やしていくという考え方でやっていけば、おそらく今議員がおっしゃった問題も解決されると思いますので、その点を極力押し頑張っていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） ひとつぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、最後ですが、砂美地来館のことについてです。砂美地来館の場合、ここに池田局長が今いらっしゃいますが、先ほど答弁書の中でも地総事業で平成5年につくりまして、もはや20余年が過ぎていますが、町民のスポーツ面、あるいは文化イベント等においても大変重要なポジションにございまして、大変利用度が高い施設です。そういった中で、多くの方々からいつも言われることは、大体ステージを見ながらみんなこうですよね。大変暑いなど、何とかならないのかというのが大体の御意見です。そういうことで、20カ年もこれまで我慢してきましたね。20カ年も我慢したのだから教育長、もう十分ではないかなと思ひまして、やはりこの構造的にも開口部を設けるといろいろ問題もあるかもしれないし、文化イベントをしたり、結局人数が増えるとまたそれだけカロリーが上がったり、それからまた音響、照明をつけるとますます砂美地来館自体が熱がこもるわけです。そういった中で、夏場にかけての台風時の避難所にもなっているのです。そうすると、特に台風のと きなんかは蒸し暑くて大変なそういう状況ですので、電気代もかかるでしょう、工事費もかかるでしょう。そこら辺をまず調査費から組んでいただいて、電気、それから予算面、それからランニングコストの面、そこらの面をきちっと一つの計画書というのを、調査報告書というのをつくっていただいて、その後にもまたい

ろいろ議論をして、そういうふうにして進めたらどうかなと思いますけど、教育長、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） はい、ありがとうございます。やはり私どもも砂美地来館を使うごとに通感しているところでございまして、当時、その砂美地来館をつくった担当者が今、局長、池田直也局長であります。彼に具体的に次のこの維持管理の我慢に我慢を重ねたそのエネルギーを大いに爆発させるべくこれからいろいろ検討し、今後に期待したいと思います。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 池田局長、どうぞ。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） はい、ありがとうございました。スポーツ施設、文化施設というのは、特に若者の定住促進、あるいはまた町民の健康、そして福祉に本当に必要なものであります。おっしゃるとおり、本当に特に文化面では本当につくづく通感しているのですが、今後、今議員がおっしゃったように検討を重ねて、予算とも、財政とも相談しながら一応極力頑張りますので、よろしく願いいたします。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） 総務企画課長、こういった予算があがってきたらどういうふうに考えますか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） もちろん財政上の検討も必要ですが、いろいろな角度から検討しながら町長、副町長の指示にしたがって検討します。

○議長（大田英勝君） 2番。

○2番（高田豊繁君） そういうことでひとつ、まずその大規模な何千万円という予算を急には難しいかもしれませんが、調査費からあげて、一応委託をしていただいて、その中でまた庁議を重ねて、ひとつ前向きに御検討いただければと思います。

それから、一般質問はこれで終わりなのですが、教育長先生に一言、これまで頑張っていただいたし、ちょっと言いたいんですが、議長、よろしいですかね。

○議長（大田英勝君） はい、どうぞ。

○2番（高田豊繁君） 時間は大丈夫ですかね。教育長室に入っていきますと、右側のほうに大きく吉田松陰先生の「至誠にして動かざるものは、未だこれ有らざるなり」の揮毫（きごう）がございます。まさにその吉田先生の残した数多い名言格言

の中の一つですが、田中教育長のこれまでの教育行政の中で、やはりこのバックボーンとなっていたのは、この先生の明言ではないかと、バックボーンにしていたのかなど、こうして先生の行動の原点だと考えます。特に、私は教育長が最もこの格言に対して、本当に頑張られたのは、3保育園が3幼稚園とともにこども園に移管しようとしたときですが、あのPTAの方々はまだ大変な・・・

○議長（大田英勝君） 通告外ですので、手身近に。

○2番（高田豊繁君） はい。そういう中でこれまでも頑張っていたので、これからまたひとつ町制への御指導を、今後ともお願いしたいと、これまで本当にありがとうございました。

〔「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○2番（高田豊繁君） 大変長くなりました。ありがとうございました。

以上で終わりたいと思います。どうも。

○議長（大田英勝君） 2番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は3番、町 俊策君の発言を許します。

○3番（町 俊策君） 3番、質問事項が要旨の3つです。

1 ため池等の水質改善対策について

(1) ため池等の水質改善対策の一環として、去る8月上旬に自治公民館及び水利組合等の役員を先進地である愛媛県に派遣し、環境浄化液「えひめ愛-2」について発明者から説明を受けるなど、種々研修を深めた。視察調査後の参加者による意見交換や今後の対応等についての協議・検討の必要性が通感されるが、行政として主導的にどう取り組んでいく考えであるか。

2 観光振興対策について

(1) 昨年から今年の夏にかけては、本土でも異常な自然災害が多発し、離島観光に対する需要が沈滞している中で、石垣島では新空港の開港により、格安航空便の乗り入れや旅行会社・航空会社の祝儀企画による送客等で脚光を浴び活況を呈している。町長は、このような実情をどのように認識し、石垣島と同様にマリンスポーツ等を商品としている我が島の観光振興対策をどう講じていく考えであるか。

(2) 観光協会の体制や運営の在り方については様々な意見等があるが、この10年間の協会の業種別の入退会者数、会費の納入状況、町からの補助金額及び観光客数はどのように推移しているか。また、町長としてこれをどのように認識し、どう指導していく考えであるか。

以上について回答をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えします。

まず最初、1－(1)についてお答えします。

今回の視察研修については、直接開発者からの説明や意見交換を行うなど環境浄化についての大変有意義な研修になったと聞いております。

今後は、視察研修参加者を中心に学んだことを活かし普及をしていくことが大切で、農地・水の団体、各地管理組合を中心に進めてまいります。

具体的には、各集落や学校での環境保全の勉強会開催や取り組みについて支援を行い、研修会参加者には積極的に関わってもらいたいと考えております。

次に、観光について、2－(1)についてお答え申し上げます。

昨年の相次ぐ台風の襲来で、本町も甚大な被害を受け、現在復興に向けて取り組んでいるところですが、台風被害による宿泊施設などが廃業に追い込まれるなど、観光に及ぼす影響は今も大きなものがあります。

多くのマスコミ等による台風被害の報道で懸念されていた風評被害もなく、多方面から多額の御支援を賜り、感謝の念を申し上げているところであります。

また、今年は復興支援イベントとして6月に東京ファン感謝祭を開催し、広くマスコミ関係機関等で情報発信することができました。特に、商工会青年部とタカラトミーとの共同企画の人生ゲームの反響は大きく、現在の参加者数は600人を超え、テレビ新聞等にも取り上げられております。

そして、8月現在末での入込み客は、東日本大震災前の数字を上回るころまで戻ってきております。

これまで日本航空を中心に、大手の旅行会社等に旅行商品の企画造成を依頼してきましたが、マリン・ダイビング・イベントを絡めた旅行企画商品を今後もお願いしてまいります。

次に、2－(2)についてお答えします。

協会の入退会者数・観光客数の推移などについては別紙資料のとおりであります。

観光協会の運営体制については、より主体的に協会が活動を行っていくためには自立した運営ができるようになることが重要である。これまでも平成16年と平成23年に会員会費の最低価格を引き上げたほか、自主財源の確保に向け、ゆんぬ体験館を活用した体験メニューの充実や民泊の推進等により観光協会の収入増を目指しているところであります。

町としては、限られた財源を有効に活用しながら、観光産業の振興・発展とより強固な組織の形成のため観光協会に対する助成を行っているところですが、今後観光協会が自立運営できるようになっていけば、徐々に補助金も減額していくことと

なります。

観光振興というのは、行政主導による施設・環境の整備や島外への積極的な観光PRだけでなく、清掃活動やあいさつ運動・花いっぱい運動など町民一体となって取り組み、町全体で観光客の受入れ態勢を整えていくことが重要であるが、そのためにもまずは、当事者である観光関連従事者が行政や観光協会の動きを待つ受け身の体制ではなく、自ら率先して発案・行動していくことが求められるところであり、そのように指導をしていく考えであります。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） ため池についての水質改善について質問します。

もう行ってからかなり日数は経っていますけど、皆さんが行かれて、私も行ったのですが、当事者との意見交換会も十分されて、現地の発明者との交換会やそれで大変親切に教えていただいたのですが、それを持ち帰って、その後の対応が非常に長いのではないかと。鉄は熱いうちに打てといいますが、行って感動したその感動をすぐ実行に移す。そういうことの指導も大切ではないかと思いますが、それで今までの間、各小学校の教頭先生には意味あいについて、私は説明してきました。那間小学校では、茶花小学校から移動した先生がおりまして、茶花小学校で三、四年前にこれを実験しておりますので、その成果をもって、那間小学校で今度は自分が率先してやりたいということで、養護の先生です。何をするかというと、プールの水を浄化したい。それを捨てる前にプールの水を浄化して、その成果を広げたいということで伺っております。与論小学校では既に浄化液を使って今までやったそうですが、まだその成果について報告というか、しっかりしたデータがとれない。今後「えひめ愛-2」も併用してやれるものか。あるいはまた、そのことを普及していくかというようなことで、教頭先生は乗り気でした。そして、茶花小学校も伝統的に一番最初に取り組んだ学校ですので、教頭先生にお話申し上げたら、やりましょうということ。そういう具合に機運はそれなりに盛り上がってきています。学校の子供たちがやれば親は賛成します。親にもその実験をやるときに、来ていただいたのですが、かなりの父兄が集まりまして、そのことはテレビ取材もあつたりして報道されました。そういった機会を今まで、素地はできていると思います。あとは実行と指導だと思いますが、これについてそのやる体制が遅い、やはり熱いうちにたたけといいますが、今のうちにやらないと段々皆さんの意識が薄れてくるのではないかという気がいたします。これについて具体的に今後これを普及し、あるいはまた進行していく。そういった考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） その熱いうちに打てと言われていることだと思います。

が、学校での取り組みとか、また女性団体への普及、説明等いろいろ幅広い範囲にわたりますので、環境課とも連携しながら早速計画をしていきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） この件にあたっては、婦人会でもやる気十分です。それから学校は先ほど3小学校教頭先生に申しあげましたからやってくれると思います。問題は、それをどこが音頭をとって、そしてまた誰が音頭をとって、どういう計画で進めていくかという具体性がなければ、声だけではどうにもならないと思います。まだ具体策が聞こえてきませんので、どの課で、そしてどの課とどの課が協力してというような、もちろん学校、婦人会、一般家庭とあるのですが、そういった具体策を早くつくっていただいて実施に向けていただきたいと思います。婦人会はやる気十分でした。話を聞いたら、やりますよと、いつやりますかという話です。学校もそういう説明をしておりますので、とにかく家庭の水を浄化して、家庭から出る排水が浄化していけば川がきれいになります。それからまた地下水の汚染の防止にもなると思います。今は大きな問題としては、ため池の浄化という問題がありますが、やがてはため池もそういった浄化された水がそこへ注ぎ込まれていくというようなことになるのではないかと思います。厚みのある、そしてまたある程度の時期、期間、一定期間はぜひこれをみんなで盛り上げてやっていくという体制が必要だと思しますので、それについてぜひ体制、急いで対策をとっていただきたいと思っています。

また、今度行った水利組合、それから公民館、公民館の館長の集まりには長がありますが、この団体で行ったその中で音頭をとる人がおりませんでした。みんな私は長じゃないということだったのですが、そういったこともぜひこの人たちの中で組織化というか、会長、副会長ぐらひは決めていただいて、そういった方を通して積極的に対応していくというような方策をおとりいただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（大田英勝君） はい、3番、続けてください。

○3番（町 俊策君） 次に、今の対応策について町長の御意見をお伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 今の御質問、課長が答えたとおりですが、早速、実際に研修に行かれた後、その報告を聞きながら課長と相談をして、早急にやらないといけないということで打ち合わせまではしてあったのですが、ばたばたしてそれっきりになってしまって大変恐縮していますが、結局、言い訳になりますが、私がほとんど出張でなかなか話し合いをもつことができなかつたものですから、遅くなっているの

ですが、即今度やっていきたいと思えます。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 観光振興対策についてであります。今、1番のその何ていいですか、石垣島が新空港ができてからおとといでしたか、テレビで250%だそうですね入込み客が。というのは、各旅行会社もその祝儀旅行といいますか、安くで旅行が設定できるということだと思えるのですが、とにかく我々としては石垣島の動向というのは注意深く見てなければいけないと思えます。もちろん向こうは市です。こっちは一小さな町ですが、市と町の予算とかそういったものも比較にはならないのですが、一番大切なのは、やはり航空会社の宣伝費用というのは莫大です。1市の、ひとつの市の予算を上回るほどの宣伝費を持っているのです。特に日本航空が宿泊施設をもって積極的にやっている。それから、安い航空会社も参入しているというような中で、同じ商品価値を持つ与論島としては非常に脅威であります。また、先端嗜好性といいますか、そういった先へ先へ行きたがる。またはそういった一つのムードに、流れに左右されるというのが観光の実態でもあります。そういった中で、我が島に途中下車といいますか、途中の地域に来ていただくというのは非常に難しいと思えます。ですから、今後観光につきましては、テーマを決めて、今観光課にあるいろいろなお客様向けの資料はとにかく充実しています。いろいろな資料を作って、どんな客にも対応できる、いつでも出せるという体制はとっていますが、これがまたある意味では散逸的になってお客様に的を絞ることができないのではないかというような結果にもなっているのではないかと思います。網を広げるだけではなく、今後はやはり与論島の最も得意とする分野で最もこれだけは真似ができないのだと。例えばダイビングなのです。こういったこともひとつぜひ力を入れてやっていく。このことだけはよその島に負けないというような仕掛けを今後つくっていくべきではないかと思います。それでダイビングについては、同じような選択ですが、冬場の透明度、夏場の透明度は石垣島より勝っています。あそこは、南へ行けば行くほど夏になればプランクトンが沸くということで、透明度は下がっていきます。逆に与論島の場合は、そこまで水温が、海水温が上がらないので透明度も維持できているし、ましてや冬場などは透視度、横から見た透視では、与論島に勝るところはないと言われるぐらいと聞いています。

それと今日仕入れたことですが、喜山議員から飛行機が落ちていると、飛行機のそういったところの開発もあの中で、海水の中に戦時中の飛行機が落ちているよという話、そういったことからひとつの平和活動的なもの、あるいはそういったロマン的なもの、いろいろなことができると思うのですが、そういったことにもアピールする必要があるのではないかという気がします。

それともう一つは、全然違うかもしれませんが、関連してですが、今の高校のそばの何パンタというんですか、舵引（ハジピキ）パンタ、これの整備をされている。そのことについて苦情がきていますが、観光というのは、ありがままのほうがいいのだと。これは那覇で研修に行った際に、与論島に小学生の修学旅行をあっせんしていただいた先生からの御言葉でしたが、ありがままにしておいてくれと。そこにいろいろ手を加えて戻したのでは意味がないのだというようなお話がありました。それと同じように、島の中でも同じような話が聞かれます。ですから、その辺の観光ということではいろいろな物をつくりすぎると真実というか、ありがままの本当の昔を思うとか、そういったロマン的なものまで失われていくことがありますので、それについては、観光課のほうでぜひ考え方を統一して、民間にも、またそういう団体にも指導していくような方法でお願いしたいと思いますが、観光課長、それについて考えをお願いします。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） まず一番最初の質問にお答えします。

与論島で与論だけしかない観光ということで、今現在やっているのが修学旅行で1島独占、1校で、というのが独自であります。そしてもう一つは、ダイビングで沈船奄美が唯一ありまして、そのダイビングスポットということで与論にしかないというひとつのことがあります。一番今石垣島と比べられて、その与論の一番の特徴であるこのコンパクトな大きさ、要するに、天候にあまり左右されない。例えば、修学旅行とか来たときに、南風あるいは北風、その移動に関する時間が短くて簡単に移動できると、こういうコンパクトな観光地はないということで、結構一部の人からはいい島だなということを聞いています。

続いて、舵引（ハジピキ）パンタということでありましたが、実は舵引（ハジピキ）パンタは、整備するときはその舵引（ハジピキ）という地名はありましたが、行っても全く歩けない状態、岩場ですとなかなかその舗装とか、そういうことをしないとなかなか歩けないところなのです。そういうところと、それと東屋ですか、てっぺんのほうにつくってちょっと目立つところがあるのですが、確かに、あれを下の駐車場のところにつくったほうがよかったのではないかという御意見もあります。確かに、つくってからなのですが、まだ一部にはそのてっぺんにあったほうが見晴らしがよくて、真夏のあの暑い中では、ここで与論の3分の2を見渡せる環境にあるということで、またそういう意見もあります。ですから、なかなかどちらの言い分もわかるんですが、そのときの考え方といいますか、それでやっているのが現状でありまして、また今後そういうことが一番施設を造っていく上で重要だと思いますので、前向きに頑張っていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） その考え方ということで、いろいろな観光施設はその時々で変わっていくのだらうと思いますが、やはり舵引（ハジピキ）パンタについては、相当考えていただかないと、島の発祥ですよ。そこに船がかかってという、そういうロマンをすごく秘めている場所なのです。ロマンというのは、その人の発想によっていろいろ変わるのですが、この島がその永遠に美しくとか、永遠に保たれていくというようなことにつきましては、やはり舵引（ハジピキ）パンタは重要なポイントだと思います。そういったことで、その施設をつくれば人々が喜ぶような発想は今後やめて、できれば昔に返って、ここからはひとつ考えを変えて中にお入りくださいというような、そういうことでいいのではないかと思います。与論高校生は喜んでいますが、あそこでみんなたむろしてますから、眺めはいいし、弁当食べるところでも最高だということで、高校生は喜んでますが、今後やはり観光施設については、本当に必要なかどうかということを含めて、それとあまり都会的に整備しすぎると面白くないような気がします。ただ、今一番与論島で褒められている施設としては、トイレが非常にきれいだ、観光地にはないトイレだというようなことで褒められています。

もう一つ、観光には物語が必要です。物語のそのひとつの基点といいますか、発想といいますか、それは非常に大切に、例えば句碑がありますよね。城と琴平神社と船倉に。船倉にきれいなトイレをつくりましたが、あそこの句碑がそのまま藪の中に埋もれています。あれなどはあれを読めばですね、誰でも、それこそ太古の昔からのその自然というものを見るし、非常に印象的な気付きをもたらすところなのです。それであの作者は日本の正統派ですから、俳句の、山口誓子さんは直系ですから、正岡子規とかあの人たちの。だからそういった人が与論に来られて、それで詩をつくっていらっしゃるということも非常にアピール度になると思います。句碑が何のためにここにあるのというようなことで関心を持っていただいて、施設のそういった管理については十分御配慮をお願いしたいなど、もったいなくてね、そういうわけでそう思います。それから、これはお願いであって質問ではないです。

それから、いろいろなイベントを開かれたのですが、感謝祭をこの間されましたよね、あの参加者に10社ほど入っていますが、この10社の中に昔からいう大手、日本交通公社、日本旅行、近畿日本ツーリスト、東急観光等の大手の旅行代理店が入ってないのです。この大手から見放されると観光地ではなくなります。彼らが言うところの、求めるところの話を十分聞いて、その上で与論の観光業者にもっと厳しく、きつく指導していただきたいと思います。なくなったらその人もですが、島全体にも影響するわけで、もうこれは危険状態ですよ、今のこの大手が手を

引いているというのは、かろうじてプリシアで保っているようなもので、ですから、その参加された業者の内容について、やはりみんなで反省するべきだと思います。10社きましたといってもその10社がどういう業者であるかということも含めて検討していただきたいと思います。

それから、それについては自分たちだけでは手に負えないこともあるだろうと思います。日本航空の話が出てますが、日本航空が与論島をやるといいますか、今。やらないと思いますよ。今までの関連で、付き合いでプリシアに少しは来てますけど。日本航空は我々が何でも一番にやりました与論島で。観光をおこすときに。その次の年に全部石垣島に情報が漏れて、例えば、夏一番という海開きをやりました。その年はもちろん夏一番でアピールできたのですが、その次の年はすぐその1日前に同じコピーで石垣島がやったんです。マリンスポーツにしても全部与論から見ても真似てる。それからコテージのフサキリゾートなどもこのプリシアに来て、今後の宿泊施設はこういうことになるのだなということで、視察に来られて翌年から作り出したのですから。今フサキリゾートは当初からすると5倍ぐらいの大きさになっています。あそこは保安林でできなかったんですよ、モクマオウ林があつて。それもみんな解除されてます。市が観光にどれだけ力を入れているか。市が観光にどれだけ力を入れているかということもわかりますけど、そのようなことで行政がある程度の応援をしてあげないと、民間では、特に与論島の場合では力不足ですから。今石垣の視察に議員団で行っての感想も含めて申し上げているところですが、もちろん予算の割り振りを見ましてもずっと一定の金額、もちろん入込客も一定だからあまり文句も言えないのですが、そういったもので、思い切ったこの辺で何かひとつみんなで話し合っ、思い切って我が島は今年から何年間はこの充実させよう。ナンバー1をとろうやというような意気込み。それからそれに対応する予算の確保等も必要だと思いますが、町長、その辺のところを観光は重要施策の一つでもありますので、ぜひ見解をお願いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） まず最初に、石垣市にこういう大きな飛行場ができて、格安航空が飛んでいるということ、いわゆる旅行費用がもう太刀打ちできないような状況にある。先ほども高田議員のほうからの質問の中でお答えしたのですが、沖縄与論間の費用が安くできるかどうかが一番大きな勝負になるのではないかと考えています。夏場になるとハワイよりずっと高い料金ということで、料金的な問題が一番ネックにあるのではないかと考えていますが、ただ私ども受入れとしては、それが理由でお客さんは来ないというのではなくて、料金が高くても来る島づくりをしようという言葉が合言葉に今やっているのですが、観光というのも今日、明日でできる

問題ではなく、やはり目的を長期的な目的をもって少しずつ歩むことしかできないのではないかと、今一生懸命やっているつもりなのですが、私どもとして、大量輸送がもう今のところは非常に難しいということで、飛行場の延長問題、また機材の問題いろいろありまして、今のところはなかなか高くても来れる島づくり1点で進むよりしょうがないという考え方でやっているのです。天候にも非常に左右されるということもありまして、今年はいよいよ伸びているのですが、観光に対する考え方としては、ピーク時がほとんど前のときの3分の1もないと、ピーク時が減って、そのほかの7、8、9月が減って、そのほか以外はいわゆる飛行機の利用客は増えてきているのであります。全体的にお客さんが少なくなっているというのは、裾野が非常にピークがないということで、今度も考え方でピークを7、8、9月をターゲットにしよう、何か方法はないかということで、今検討をやってるところですが、昨日、おとといも交通公社の河野常務さん自らお出でいただいて、今後与論に対するテコ入れをやるということで昨日帰られたのですが、交通公社の田川社長にもいろいろとお願いをし、日本航空だけではなく旅行業者も少しずつお願いをして、島主体観光の商品もつくっていただいたりやっているのですが、ほかのエージェントに対しても今後はやはり活動していかなければならないと。対象が50代以上の高齢層にとってはやはり昔の方法で、インターネットで旅行するということはなかなか難しい状況にあるので、やはり今までのやり方も入れた形の活動をしていく必要があるのではないかとということで、今度の表敬訪問のあれも検討してくれということで協会長にお願いをしているところです。

今後、事業に応じて予算はお願いをして増やすという考え方は持っています。事業をきちっとした形で今後考えていって、そのことによって増やす。やみくもに増やすからやれということではなかなか観光については自主性がないとなかなか効果が出てこないという面もございまして、観光協会にもそういうふうに申し上げているところです。本当頑張っていきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 最近、タカラトミーの人生ゲームですか、テレビでも何回か放映されてそれを見ているんですが、反響を生んでいます。非常にいいアイデアだと思います。また、参加者も増えているし、今後の予想を聞きますと2,000人を超えるのではないかとというような話でした。こういう企画も非常に大切だと思います。お客さんにとっては新たな発見ということと、島を十分見てもらって、認識を植えつけていただくということで重要だと思います。これにつきまして、もう少し島の人たちに認識させなければいけないところがあると思います。観光客に素っ気ない態度というのが一番よくないわけで、グアム島あたりに行くと、バスに観光客が乗

っていると、すれ違う島民の人が手を振ってくれます。非常に観光客に対して歓迎しますが、そういう具合に観光業者だけじゃなくて、島全体でお客さんを迎え入れていく。そういう体制づくりというのも今後考えていく必要があるかと思います。本件につきましては、観光課長から御指導をよろしくアイデアを出して指導していただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） この挨拶というのは、小さいころからの習慣だと思います。一概に皆さんに愛想よくせいというのもあれなのですが、極力こういったお客さんにおもてなしの島ということで、にこやかに対応するということを週報とか、いろいろな会合があったときにできるだけそういうことを話すようにしていければと思います。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番（町 俊策君） 時間もなくなってますが、先だって、今回観光協会会員数等の推移ということで、一覧表をいただいているのですが、これを何のために私がもらったかという、実は、私がホテルに勤務していたときには絶えずこういうものを持ち歩いたんです。去年の今頃はどうか、おとしはどうか。それは自分自身に対する方向付けもありますが、油断してはいけないというそういう気持ちからです。ですからあえてこういったのを求めたのは、表を求めたのは、これはぜひこれをいつでも持って歩くと、うちのポケット、手帳の間に挟めます。これをぜひ観光課の職員全員が持って、絶えずこう手帳を開いたらどうか、そういうことで、その観光課あるいは観光協会の皆さんにも御指導をしていただきたいなど、この実態を知ってもらいたいということです。その中からいろいろなアイデアも生まれるし、また意気込みも出てくるのではないかと思います。ぜひこの表を観光課の職員、協会の役員などは持ち歩いて欲しいと。自分で目標を書き入れたり、自分で実績をとってみたい、そういうことが観光に関する関心のアイデアのもとになります。今はアイデアがないとなかなか商品が混雑してますから、そういうことについて、今後の指導について一方法ですから、ほかにももっとそういうアピールできる指導法があったら教えてください。観光課長。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） 貴重な提言ありがとうございます。この年々減っているこの観光客の入り込み、これを現実的に毎日見ながら危機感を感じながら職員一同、協会も一緒なのですが、一生懸命頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大田英勝君） 3番。

○3番(町 俊策君) 最後になりますけど、立候補したときに街頭演説をしました。その中で、私はナンバー1、今我が与論島は南町政のこの何期かで「オンリーワンの島づくり」ということでみんなそこへ意識を集中させている。オンリー1イコールナンバー1ですから、そのナンバー1のものを私はあったらもって行ってセールスしていきたいと言いました。私の公約になっているのです。それでこの間も実は私を支援していただく方々から「おまえ早くセールス行ってこんか」と「言ったことはやらんか」というようなことですが、今我が与論町でナンバー1と言われるものは何があるか。これだったら売れるだろうという商品がありますか、ぜひそれを教えていただいて、それがあったら本当に行きます。それは農産物であっても、海産物であっても、それから観光についてはなおさらです。あったら行きますのでどうかひとつそのナンバー1を教えてください。そしたら行ってセールスしてきます。そういう思いでいますので、どうかほかの課長さん方とも話し合って、役場の中で話し合って、これは我が島のナンバー1だというものを出示してください。必ず行きます。よろしく願います。町長、その件についてもまたよろしく御指導願います。

○議長(大田英勝君) 町長。

○町長(南 政吾君) オンリー1とナンバー1の問題なのですが、ナンバー1というのがどこを基準としてナンバー1なのか。与論で一番ということであればそれはもうあれですが、世界的にナンバー1というのはなかなかできるものではないと思うのです。だから私はナンバー1というのをオンリー1に、オンリー1というのは与論島独特のものを出すという形でオンリー1ということを申し上げて、最初は全部ナンバー1だったのですが、だめだということでオンリー1にしたのですが、その基準が非常に、そのナンバー1というような基準が非常に難しいところがあって、ただいい面を島で一番これは最高だと思う面を見いだして、それを推進するということは、例えばもてなしはどこにも負けないと。もてなしの心は誰にも負けないというふうな、そういうナンバー1に向かっての努力というのはしないといかんと思います。そういう点は見つけて行って、旗印にしたいと思いますが、ただこの日本全国か世界に向かってこれがナンバー1ですと言えるような基準がこうなかなか見いだすのは難しいところがあるのですが、ただあきらめるのではなくて、議員がおっしゃるとおり、やはり何かこれは必要だということを見つけて、みんなで心をつにして実行していくということを今後考えていきたいと思っています。

○議長(大田英勝君) 3番。

○3番(町 俊策君) 関連的な話になればそういうことになるのですが、例えば、ナンバー1はできるのです。ダイビングのナンバー1にすればいいではないですか。

ほかと違う商品内容のダイビングをさせればいいではないですか。そしたらほかにはないからナンバー1になるのです。沈船があるでしょう。何か知らんけど海底にテーブルつくったり、そこで結婚式したりするとか。そういったことが、ああこの島はダイビングについてはナンバー1なのだなという気を起こさせるじゃないですか。それとナンバー1イコールオンリー1と言ってもいいのではないかと思います。ダイビングひとつをとるとそうだし、各分野の専門専門の人たちがそれなりのことを考えれば、それに付加価値をつければ、ほかと違う商品価値設定ができると思います。だからそう関連的になるのではなくて、例えば果物でもそうですよ。あれじゃないですか、チェリモヤからとった改良した果物、アテモヤとか、ああいう時期にアテモヤを知らせるだけでも、与論にそういう果物があるのとか、そうするとそのアテモヤ1個で亜熱帯植物園というお客様の勝手な想像が働くと思います。その時期にきたらアテモヤで、木になるアイスクリームと言ってますが、本当のアイスクリームをつくって出したらどうなんでしょうか。いろいろなアイデアが浮かぶと思います。そういった中でほかにはない商品というものを作り出して、それがナンバー1であり、オンリー1ということになると思うのです。だから関連的ではなくて、具体的に、実践的にそういったものを積み重ねていけば楽しい島になるし、おもしろい島になるし、夢のある島づくりができるのではないかという気がします。どうかそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

それともう一つ、与論にも民謡の上手な方々がいらっしゃいます。石垣島は日航ホテルだからできるのだらうと思います。9人の、9組の民謡の伝達者がいらっしゃいます。歌、踊り、三味線、その方々が毎日来られる、交代で。そうすると夕方何時から何時までロビーでそのライブをやるのですが、そのライブひとつでお客様がもう島に溶け込んでしまうのです。だから、与論島でもその素地はあるんですが、だからといってこれをやれというわけではないのですが、やれたらやったほうがいいのですが、無理だと思います。何かそういった島に到着の第一日目のお客様がもう本当にこの島に来たのだという思いを抱かせるようなそういった印象付けも大変必要じゃないかなと思います。石垣島は、そのホテルがやってくれるお陰で購買力が全然違うんですよ。ちょっとほろ酔い気分を外へ行って楽しむとか、楽しい気分を外へ出るから買い物も弾むわけですよ。飲食店もまたそれに乗って繁盛するわけで、だからそういったきっかけ、チャンスというのをぜひつくってもらいたいなど、アイデアを出していただきたいなという気がします。それとハワイも同じです。ハワイは日が沈むころにみんな浜に出てもらうのです、お客さんに。そして、日が沈むと同時に、こういうボールにお酒を入れて、それで乾杯とやるんです。小さな器ですが、そのピーチアワーとかって言うのですが、そうやってするこ

とによって、その1杯がきいて、その食堂の飲食の売上が上がるというようなことなのですが、それをあからさまにするとおもしろくないのですが、そういった小さな手口といたしますか、お客様に対する喜んでもらえる仕掛け、そういったことも非常に大切だと思っておりますので、とにかく観光がこの島を支えます。観光がなければ本当に過疎化は一遍にくると思っております。ですから、観光を何とか振興すれば子供たちも帰ってきてくれるような気がします。自由な働き場所でありまして、今はもう当時観光をやった人たちはみんなじいさん、ばあさんになって、ほとんど養老院行きになってきてます。病院にいらっしゃいますが、そのころを懐かしがってよくおっしゃいますけど、とにかく若者が帰ってくるためにはぜひ必要なことだと思っております。よろしく観光に関連した産業等もこの際考えていただきたいと。観光業者が考えないと誰も考えてくれませんから。

以上、お願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 3番、町 俊策君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前 11時15分
再開 午後 1時08分
-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問です。

5番、喜山康三君の発言を許します。5番。

○5番（喜山康三君） こんにちは。平成25年度第3回定例議会一般質問を行います。

文化的な生活環境をどのように構築するか。静かで衛生的な生活環境は、基本的な生活圏で文化的生活を享受するための原点ではないかと考えます。また、広い意味で定着人口を増やし、町発展の要の一つではないかと考えます。経済活動においては、全てにおいて大なり小なりデメリットが発生するのは宿命といっても過言ではありません。産業振興を図り経済発展を促す上でもデメリットの部分に焦点を当て、前向きに対処施策を講じることは行政の大事な使命の一つではないかと思っております。デメリットをポジティブに鳥瞰することによって、新たな事業を生み出し、さらに経済発展とよりよい生活環境を構築できるものと考えて質問に入ります。

1 生活環境等の対策について

(1) 畜舎を源とするハエ・蚊及び悪臭の発生により文化的な生活が脅かされてい

るとの苦情が依然としてあります。汚水がさんごの成長の主な阻害要因であることも明らかで、沿岸水産業や観光産業にも影響が及んでいます。これに対してどのように指導し取り組んできたか。また、具体的な対策をどう講じていく考えであるか。

(2) 防災行政放送についても、静かな平穏な生活が侵害されているとの苦情が依然としてあります。どのように配慮し取り組んできたか。また、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

2 農産品の安心・安全対策について

(1) 園芸農家の発展の基礎は、安心・安全な農産品の出荷体制を確立することではないかと考えます。地産地消を推進するためにも本町独自で残留農薬の検査体制を構築する必要があるが、どのようなチェック体制になっているか。また、具体的対策を講じていく考えはないか。

3 雨水を貯留した農家等への支援事業について

(1) 地下水を利用したかん水では、PHの上昇や農作物の枝葉への石灰付着による生育阻害があるが、雨水を利用した場合、こうした懸念がないことから、肥料や土壌改良剤的な効果もあることから、連作障害を抑制するとともに、渇水期の補完的な対策として、雨水貯留層設置事業を推進し持続性のある足腰の強い農家の育成を図る必要性が通感されるが、これに取り組む考えはないか。

以上、質問します。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ただいまの御質問にお答えします。

まず最初に、1-(1)についてお答えします。

畜産ふん尿に関しては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律によって、畜産業を営む者が管理基準に従い適正な管理を行うことが定められており、外部に流出しないように管理することが農家の義務とされています。これまでも各種研修会や家畜伝染予防法による定期全戸立入検査の機会に県の関係機関と連携し、指導、助言を行ってまいりました。

今後とも、畜舎の環境改善に対する指導を行うとともに、ラブセンターの敷料活用や堆肥センターによる堆肥の早期回収に努めてまいります。

次に、1-(2)についてお答えします。

防災行政無線による屋外放送につきましては、防災情報及び行政情報等を町民に提供・周知する有効な手段の一つとして活用しているところであります。

放送時の音量が大きく、騒音になっているとのクレームを含めて、様々な御意見があろうかと存じます。これまで苦情等のある地域につきましては、自治公民館長

等と相談しながらトランペットの方向の工夫や音量調整などの対応措置を行ってまいりました。

もとより、地域住民の日常生活にしっかりと配慮しながら、安心・安全のまちづくり及び住民福祉の向上に努めていく所存でありますので、今後とも御理解をいただきたいと存じます。

次に、2-(1)についてお答えします。

輸送野菜とみのり市につきましては、JAが年1回、出荷品目ごとにサンプル抽出による残留農薬検査を実施しております。この残留農薬検査についての町独自の検査体制につきましては、以前に中山間地域総合整備事業で検討された経緯がありますが、補助対象にならなかったことと、検査項目が多く、試薬や分析機器、人件費等のコストが極めて高く、独自の分析施設を整備するのは費用対効果が低いと思われることから、現在は経済連の食品総合研究センターに検査を依頼しております。

今後につきましては、未然防止対策と生産履歴の記帳の徹底を図るとともに、本年度からニガウリで取得を進めている「かごしま農林産物認証」の取得推進により、安心・安全な農産物の生産PRを図ってまいります。また、残留農薬の検査につきましては、従来どおり外部検査機関に依頼して検査を実施しますが、その際、島内の直売グループ等の産品も検査ができるよう検討してまいります。

最後に、3-(1)についてお答えします。

町単独の干害対策施設整備事業の活用により、コンクリート貯水槽やゴムシート張り貯水槽は設置できます。

また、小規模なポリタンク等も補助の対象となっておりますので、財政状況を勘案しながら対応してまいります。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） この畜舎からの特に悪臭や蚊・ハエの問題、環境衛生の問題については、5年前にも1回質問したことがありまして、町長の答弁をお聞きしましたら、当時と何ら進歩したところがない。率直な私の意見として町長の答弁にはそう思います。どのくらいのどういう形で、苦情が町に寄せられているか分かりませんが、私が回ってお聞きする範囲では、もう町に頼んでも、言ってもこれ以上は何もできない。もう本当に生活が大変だと。食事時間に悪臭が部屋に入り込んで、慌てて雨戸を閉める。特に雨季の時期には非常にその悪臭がひどい。この人間生活の根幹に関わるようなこの衛生問題について、町当局の捉え方、取り組み方についてです。私は本当にもう少し真剣に別の事業も考えるなり、何らかの対策を考えてしかるべきではないかと思えます。このふん尿の悪臭問題は、ずっと前から

言われ続けています。実際、これに対応するための対策も目に見えて何も施されていない。そのことについて、町長はどのようにお考えですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 御指摘のとおり、島にはたくさんの畜産農家がいらっしゃるわけですが、なかにはなかなか協力してもらえないところがあるのです。10頭以上であれば法的ないろいろな制約がございますので、ある程度強行できるのですが、環境あるいは地域の生活上の問題について協力をとということで、定期的に畜産の先生とか、県からいらっしゃった方々とか、一緒に回ってお願いをしているところですが、何軒なかなか御協力していただけないところがまだ残っているのです。ただもうお願いする一方で、それ以上の対策は非常に難しいところがございます、生活権というのものもあるわけですので、他人に対する迷惑のことを申し上げても、その場では了解したということなのですが、それがなかなか進まない。対応策としては、できないことはないのでありまして、やろうと思えばできる状況にありますので、どうしても協力をしていただきたいということで相当お願いをしているのですが、完全にはまだ行き届いていないという状況にあります。ただ、まだ問題が残っているのはわずかしかがございませぬので、島全体としては観光客も、お客さんも来てからおっしゃっていますけれど、牛がいっぱいいるけど匂いもハエもないじゃないかという声も相当聞いています。ただ問題点が完全になくなるまでは、観光の島をうたっていますので、徹底してやっていきたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 町長の答弁には、進歩的なものが一つも私は感じられないのです。例えば、集落の中とか、住宅の密集地域、どういう尺度でするか分かりませんが、町当局として、例えば、10頭以上の畜舎が半径50メートル以内、あるいは100メートル以内に畜産農家以外の住宅が何軒あるか、そういうデータも出したことがありますか。私がこれを言うのも、畜産農家に全て私は負担せいかね、それをやれ、出ていけという話ではないのです。以前にも、もちろんほかの東京でも、ほかのところでもいわゆる工業団地があって、住宅の中に工業団地がいっぱいあって、公害が出たり、いろいろな地域住民との摩擦も出てきます。そのときに政治が何をしたかということは、埋立地をつくって、そこに移転を図りましたよね。それと同じように、周辺の住宅とか、非常に問題があるという地区の方を別の場所にでも移転するような事業を町で独自につくってもいいのではないかと。全額補助とまではいなくても、そういう創意工夫もあっていいのではないかと。何ひとつこの悪臭問題については指導のことばかり出てきて、指導したことをきかないからどうすることもできない。それは弁解ですよ。これは政治の仕事ではない。私はこう

いう社会問題があることは悪いことではなくて、この問題に対してどういう形で前向きに畜産農家は経営ができて、そしてもっと産業振興を図りながら、それに行政としてどこまでお手伝いができるかを考えていただけないか。その政策が今日まで1回も、一つも提案がないのです。私はそのことを指摘しているのですが、町長、この移転とか、それに関する事業を、政策というものをもう少し長期的な5年でも10年でもいいです。そういうビジョンの中で少しは考えてもいいのではないですか。そういう時期にきているのだと思いますが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 理想を言えば、今議員がおっしゃったとおりだと思うのですが、ただ私どもは財政力を考えたときに、牛を飼っている方ばかりが住民ではないのでありまして、総合的に判断したときには、やはり時間が必要なのです。今考えているのは、畜産団地というのは検討する必要があると、これは畜産団地と言っても、今議員がおっしゃったような内容のものではなく、子牛が生まれたらすぐそれを引き取って1箇所です合理的に飼育をして、そして出すという形の畜産団地というのを今検討する必要があると思って、いろいろと下調べはしているのですが、ただ、今議員がおっしゃったように、与論の場合は、もう山とかそういうところがなくて、どこに行っても必ず家があるので、その場所の選択から、ましてや最初からそういう計画でやってあればよかったのですが、これだけ相当な350軒以上の農家があって、それを総合的にやるということになれば膨大な財政力が必要になると。これはもう今のところはなかなか計画しても実行できる状況にはないと考えています。ただおっしゃるとおり、生活のためにやっているのです、生活のためとはいえ隣の人に害を与えることは、これは許されないことでありまして、ぜひ認識をしていただいて、早急に改革をしてまいりたいと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私が今畜産農家の移転事業も考えるべきだというのは、それはひとつの提案なのです。また、別の話として、今EMを使うことによって相当悪臭が抑えられているのは、もう実績として出ています。そういうEMとか堆肥の発酵とか、ちょっとした手立てでもう少しは悪臭を抑えることができることについてはどの程度指導されているのか。まず、このことについてはこの事業も併せて進めるべきではないか。2点目ですよね。

3点目として、今先ほど言った観光とか、海の汚染というのも極めてこのふん尿による影響というのはもう周知の事実で、し尿の処理の在り方について、浄化槽設置についても検討すべきではないか。それも当然既製品の浄化槽を買ったらとんでもない金額になるわけです。少なくともどてん堀の形でもいいから、シート張りに

してエアブルーをするだけでも環境負荷は相当軽くなるということは言われてます。畜舎の横に五、六トンとか、10トン規模のため池をつくってちょっと屋根をかぶせてもらって、雨水が入らないようにして、そこに今浄化槽で使っているブルーをですね、その程度は町が何とかやれるのではないですか。

そういう形で、環境負荷も軽減して、なおかつ海にもいい影響になるし、一つの事業でいろいろなメリットを引き出せる事業もあると思うのです。この辺のいろいろなアイデアや知恵を引き出しながら、一つずつ一つずつ、一歩ずつでもいいからこういう事業を政策として折り込んでやっていただく方法はないものか。それを私は町長にお願いしているのですが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 10トン以上のし尿処理の問題については、今進めているのですが、補助制度もありまして、それはもう徹底して進めていきたいと思っています。

人的な生活污水の問題もありますけれども、併せて、家畜等の地下汚染の問題についても今一生懸命やっているところです。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは次の防災行政のほうにも少し関わるとは思いますが、ぜひ町当局に苦情がないからいいのかなという形ではなくて、一つ一つよく見ると結構大きな問題や悩みを町民が抱えているということを、事務方のトップである課長さんは、ぜひこころも念頭に置きながら進めていただきたい。もちろんこれは担当の産業振興課だけではなくて、建設課にしろ、町民福祉課にもしろ、この辺を一緒にタイアップした形でぜひ御検討いただければありがたいと思います。

次の2番に移りますが、この防災行政無線について、以前よりものすごく放送の数が多くなっているような気がするのです。テレビの番組案内から、税金の督促から、もうこれは小学校かどこかにいるような感じで、あれやこれやと、その放送内容は、これはどうして放送しなくてはいけないのかなと。

それから、観光客である宿泊所に泊まった方から7時前から叩き起こされて、私たちは夜にゆっくりしようと思ってきているのに、何でこんなにするの、この島はと。それはもう何回も与論にいらしている方なのですが、本当にこの防災行政放送の在り方については、週報の周知の在り方とともに、もう少し全体的な形で検討し直す必要があるのではないかと。放送時間の長さ、放送する内容、音量の問題、これはもしかすると、本当の緊急放送だというときには役立たないのではないかと。朝から晩までうるさいからスイッチを切る、ボリュームを絞っているという方も結構いらっしゃるのです。この辺については、総務課長、どのようにお考えですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） ごもった御指摘だと考えています。もちろん今屋外のスピーカーの放送にしましても、屋内の放送にしましても、二つの側面があるかと思います。一つは、命の安全にかかる防災無線という働き、それからもう一つは、行政情報を緊急の場合、緊急といいますか、文書等では不十分な場合、あるいは文書での方法ではできなかった場合、そういった急ぎの場合の緊急の放送であるとか、そういった行政情報の提供とこの防災情報の提供と、この2面性があるのですが、今御指摘の点は、防災の場合はやむを得ずということもありますが、特に行政情報が多過ぎる、あるいは放送の時間がどうだ。時間が問題ではないか。あるいはその放送の仕方、長さですね。そして、あるいはそのスピーカーの屋外であればスピーカーの向きによっては必要以上に騒音となっている方も、御家庭もあるという問題。なかなか微妙な難しい問題があらうかと思います。やはりそこは音量の調整であったり、スピーカーの向きであったり、そういったことをしっかり調整しながら受益者の方、また地区の方々とも相談しながら進めてまいりたいと思っています。クレームが過去にあったことは承知していますし、それについては真摯に対応していくべきであると、これからもそういうふうと考えています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 繰り返しののですが、要するに、音量の問題、それと放送時間帯の問題、それから放送時間の長短、1分も2分も3分もやるのか。簡単明瞭、簡潔にするのか。放送内容、そして屋外と屋内放送は切り替えることができないのか。屋内放送で周知するのはやめていただけないか。緊急性のあるものだけ屋外のものを使用すると。その辺はどういうシステムになっているか分かりませんが、その辺の切り替えた運用の在り方とか、その辺についてもぜひ御検討ください。

例えば、放送内容については、いろいろな話がもう年から年中やられていますが、各種イベントとか、大会、どこどこで何々があるよとか、また、試験放送にも役場です試験放送と分遣所でやる試験放送の2つがありますよね。役場でやる試験放送を朝の放送をした後の8時半に、またただいま試験放送ですと、またするわけですよね。朝放送して分かっているのに、またそれが過ぎたら30分も1時間もしないうちにまた試験放送だと。そういう放送内容はすべきものか、しなくてもいいのではないかという取捨選択。それをどういう基準でやっているのかということも非常に疑問に思うことがあります。ぜひ、町この運用についての条例も全部目を通しましたが、もう少しその運用においては静かな町を取り戻すために、もう少し工夫がほしいと、それを要望しておきます。

次は、農産品の安心・安全対策についてですが、この答弁書は産業振興課長の答弁だけのような感じがするのですが、ほかの担当課はないんですか。これ産業振興課の課長が答弁しているのですね、課の答弁ですよ。ほかの課の答弁はないですか、町民福祉課長。あなたからの答弁はないのですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） 町民福祉課では答弁はありません。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 食品衛生の担当はどこの課になりますか。町民福祉課が食品衛生は。ごめんなさいね、別に困らそうとしているのではないのですが、この残留農薬については、農家を対象とした農林水産省管轄の農薬検査と、それが店に並んだ時点では食品になりますよね。そうすると、農水省ではなくなるわけですよ。これは厚労省の担当になるのですよね。要するに、今のこの残留農薬の対象、検査状況を見るとですね、厚労省と農水省でお互い突っばねている感じなのです。町長にお尋ねしますが、この残留農薬調査について、各市町村から鹿児島県にこれが上がるようになって、鹿児島県から国の厚労省のほうにも上がるようになっていたのですが、そのときに農水省のほうも同じように、その対象農産品というのがどのくらいの種類になって、どういう検査されているかということはお聞きしたことはありますか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） そういう話は聞いたことがないのですが、ただ、今回産業課で答えたのは、農産品の出荷体制ということを重くみて、産業課だけの、農産物の残留農薬ということだけを考えて答弁したわけですよ。ですから、町民福祉課までは入っていません。産業課だけで答えております。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 農産品の安心・安全対策については同じように、これは特に町内産の野菜というのでまごころ市だとか、みのり市とか、あるいは農協でも島内産を送ってますけれど、このことについては、今答弁書にもあるように、農協さんを中心に抜き打ち検査をされているみたいですが、これは本来は商品として店頭で並んだときには、農業ではなくて、結局保健衛生法の担当課になるということでお聞きしているのですが、私が言うのは、今与論の町民に対して安心・安全な野菜が供給されているか、その状態にあるかどうかということについて、非常に疑問がありまして、実をいうと先般、四、五か月前ですが、検出されてはいけない農薬が与論のある一部の野菜から検出されて、少し問題になっているのですが、そのことは御承知ですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私は聞いたことがありませんので、ちょっと課長のほうから答えます。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） 以前、組合食品に出荷したインゲンだったですかね、インゲン豆とかで残留農薬が出たということで騒いだことはありましたが、結局農家のほうの農薬が原因ではなかったと聞いています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 私が一番申し上げたいのは、その問題は島外出荷で、農協連合会とか、農協さんの中でチェックされた問題ですが、私が指摘しているのは、町内の消費者向けの場所でそういう問題が起きまして、非常に指摘されたのですが、さっき私が申し上げたのは、島内で消費する野菜に関して、そのチェック体制が全くない状況が今日の状況だと。今回、分かったことは、農協さんがたまたま農協さんの負担で抜き打ち検査して、それが出たのですが、それは全て農協さんの負担でやっているみたいなのですよ、農協独自で。私が心配するのは、それ以外の形で様々な野菜が出回っていますので、町民福祉課とか、産業振興課等は別にして、与論町の町民の健康を守るという意味で、先ほど答弁にあったように、検査対象の野菜も多いと、それがいろいろ多いということは分かっている、もちろん全品検査はできませんけれど、一定の産品を抜き打ち的に、年に1回でもいいからそういう制度を与論町独自でつくる必要があるのではないかと。私がそれを申し上げるのは、国や県ではここまでは目が届かない。そして、これをするための予算措置はありませんということで、もちろん厚労省、農水省に電話しましたが、そういうのは今はないと。そういうことを受けまして、それは地域のことだから地域で独自でやるべきですよという形で突っぱねられたようなところがありますが、ぜひ農協さんがここまでやってもらっていますので、何らかの形でもう少しその検査対象を広げてやっていただけないか。これは金額は1点2万4000円ぐらいの検査料が必要らしいのですが、経済連に出荷する農産品は半分は経済連から補助があって、1万2000円の補助で与論町の農協はできていると。ならば、少し1万2000円の半分でもいいから与論町が出して、与論町のそういう産品の、例えば市がありますよね、市とかで販売している方々を登録をした上で、その中から抜き打ち的に検査すると。またそうすることによって農薬の使用も控えるだろうし、防御的な意味でも、そういう事業をぜひ今後検討していただけたらと思うのですけれど、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） ぜひそうしたいと思っています。実は、堆肥センターをつくる

ときに、与論の島全体を有機の島にということで、化学肥料、それから農薬を使わないような農業の島にしていこうという大きな目標を立てて、県の説得に当たったので、ぜひその点からも少しずつやっていきたいと思っていますので。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 残留農薬へのこういう一定の制度ができると、町長、これに農協さんなりで登録して、グループをつくってもらって登録して、その方々から学校給食への地産地消の推進ももっと図ることができるのではないかと。そういうメリットも出てくるのではないかと。今現場の方に、以前学校給食の御担当の方にお話を聞いたときに、はっきり言って農薬のことが心配ですということをおっしゃいました。データとしては出てこないけど、検査ももちろんしていないから。風評ではかなり農薬を使っている方もいるみたいだよという話も担当者の耳には入っています。そういう意味では、担当者の方も非常に警戒していて、与論の農産物を給食に使用するのは時期尚早だというお返事でありました。これは去年、一昨年ぐらいの話なのですが、ぜひそういう意味でも地産地消を進めて、与論の農家野菜の所得向上のためにも、この辺のきちとした制度を与論町でつくる必要があるのではないかと。これは県や国がやるのを待っても絶対できないと思いました。ぜひそういう制度を確立していただくよう要望しておきます。

では、続いて3番、先ほども干ばつ対策についてはいろいろ御意見がありました。私はこの雨水貯留については、以前も質問いたしました。また、この答弁書の内容もほとんど同じ内容で、与論町ならでは、南町長ならではのおもしろい事業も打ち出してほしかったなとは思っているのですが、町長、先ほどのふん尿対策ではないのですが、雨水貯留についてはどのように町長は考えていますか。町長の感想をお聞かせください。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 与論の場合は、雨水をいかに大切にしていって農業が確立されていくと言っても過言ではないと思っています。県のほうといろいろと畑そうの工事を今進めているのですが、将来は与論中学校の側のほうに全部集めて、水を汲み上げるのだけを電気を使って、あとは自然流下で与論町全体の畑に届くような方式を検討してくれるよう土改連に要望してあるのですが、雨水を大切にしていことが最も重要で、地下水もあります。地下水を利用したときにはアルカリ化していくため、将来の農業関係には非常に問題を残します。天水を利用した農業を徹底していくべきだと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 以前にも話したか分かりませんが、沖縄で昔から農業を、園芸

農業をして連作障害もなく、雑草も生えることなく、園芸のすばらしい農家がいるという話を友人から聞いたことがあります。もちろん私も町長も農業経験はなくて、釈迦に説法ではないのですが、そのときの沖縄の話は、真夏の暑い太陽の中で何回も畑を耕す農夫がいると。真夏に何回も耕すことによって、草の根が枯れる。そして、何よりも太陽の紫外線で土の中の雑菌を殺すのだと、そして、雨水に打たず。その3点が農業の基本だということを知人から聞いたのですが、これは現在においても、将来も同じではないか。圃場に雑菌が多い、あるいは草や葉の種子の混ざっている、かん水することで、その圃場の値打ちがなくなるのだと。いろいろな意味で雨水というのは非常に貴重なもので、また先ほど町長も述べられたようにペーハーの上昇も抑える。

それを思うと雨水は単なる水ではないのだ、土壌改良剤でもあり、農薬にもなるのだと。そう考えたときに、雨水の一滴をいかに大事に使うような創意工夫というか、そういうものを農家の方に何とか提供できる方法はないかと。私なりに考えたのですが、要するに、水を地上でドテン掘りで溜めた場合は、温度上昇で藻が生える。そして、草の種が生える。雑菌が生える。非常に圃場にかかる水としては仕方がないから使っている状況。ましてや生活雑排水の入っているため池の水なんてもってのほかの話だと。ならば、その雨水を地下に保留することを考えようと、地下は温度が上がらない。そして温度が上がらないということは雑菌も発生しない。そういう地下貯留のメリットなんかもありまして、ぜひ私の夢物語みたいな話かもしれませんが、全て町の財政力で負担してとか、そういう意味ではなくて、雨水を大切にしたい園芸農家、園芸方法というものを別の形で提案する意味でも、例えば、農家を何軒か選んで、そういう事業を、モデル事業を興してみると。その成果をみて次のステップがあるのではないかと。ぜひほかにもいろいろとあると思いますが、こういう形でいろいろなアイデアとか、いろいろな提案があった場合には、町独自でモデル事業をつくって、そのモデル事業でひとつのデータを収集して、それがいい成果が出たら、それを大きく広げていく。あるいは、県にも、国にも、こういう事業をしたけれど、どうですか、補助をつけてくださいませんか、非常に説得材料になると思うのです。そういう形でぜひ私は、今年の干ばつ問題もありまして、それを補てんする補助的な役目も担うつもりで、こういう農家補助を独自で、自主独立した形でのかん水対策を。町長が先ほど言った大きな池を造って、大々的に何億、何十億もお金をかけた貯留施設も結構なことだと思いますが、できればそういう分散型の貯留方法も今後考慮していく必要があるのではないかと思いますけれど、いかがでしょう。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 雨水利用についてもいろいろな方法があるかと思しますので、検討させていただきたいと思えます。私がお先ほど申し上げました1箇所に集めて自然流下で利用するという案は、今の各畑そうで各地区でやっているのですが、すぐつなげば一本につながるような方法を今やっているのです。あとはそんなに費用の掛かる方法ではなくて、実際、こう単位単位でやっているところを、それを想定した形でやるようにということをやっているのです。雨水については、いろいろな方法、利用の方法、また活用の方法があるかと思えますので、今のところはその雨水を溜めるタンクの補助とかを、小規模でやっているのですが、いろいろな方法があると思えますので、検討させていただきたいと思えます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） ぜひ限られた財源の中では、議員からあれもやれこれもやれ、道もつくれ、何でもしてくれと言っても、財政当局は大変だろうと思えますが、それは十分承知した上で言ってるわけですので。ただ私が思うのは、5年、10年後、20年後にこの事業が生きる、役に立つ、本当にあの事業は有り難い、20年前に始めてくれたこの事業のお陰で、今もこれができるというものを政治はやるべきではないかなと。経営者は明日、明後日の支払いに追われて、長期的なビジョンは持ったとしても、そこに投資する余力はないのです。そこを少し行政の何らかの手立てで後押しして、子供や孫の時代になって、ああいい事業をしてくれたと言われるようなものを、ぜひ南町長にはやっていただきたい。それをお願いします。

先ほど話したふん尿の問題も、今の問題も結局よく考えると水をためるタンクの話になってしまうのです。逆にふん尿をためるタンクなのか、雨水をためるタンクなのか、どちらもタンクなのです。だったら、そういう水を効率よくある程度は恒久性のあるタンク事業をどういう形で進めるか、その辺にもひとつのキーワードがあるのではないかと思えます。ぜひ今のふん尿問題も、騒音問題も、行政放送の騒音についての苦情についても、これらについては様々な問題がありますが、ぜひ前向きに捉えて、長期ビジョンの中で進めていただきたい。それをお願いします。いかがですか、町長、それは。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 了解しました。ベストでなくてもベターを求めて、どれがよりいいかということを常に検討しながら進めてまいりたいと思えます。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 少し時間もあるようですので、副町長、ぜひひと言お願いします。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） いろいろと提案がありましたが、まさに家畜のし尿、今のところふんのほうは堆肥センターを中心に処理されていますが、し尿のほうが直接地下に浸透させて処理している状況であります。したがって、雨水の利用も、その家畜のし尿の処理も、そういったことも今後十分検討していかなければならない課題だと思っています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 最後に、財政を預かる総務課長もいろいろ大変だと思います。今回のデジタル無線に関わって2億近くのお金を使わなくてはいけない。また、サッカー場問題もある。庁舎の耐震検査も進んでいるようですが、かなり高額な金額が財政を圧迫するのではないかと、非常にその心配はしているのですが、その中でもどの事業を優先して行うかということは、当局のお考えでやると思いますが、私がお願いしたいのは、ぜひ同じ土地を買うにしても、産業振興のために土地を買うようなやり方はどんなもんかと、そういう方向に向けてほしいというのがありまして、ぜひこちら辺も念頭におかれて、産業振興と今の畜産、さとうきび、観光、その関係業者の方々にどういう形で事業を展開してもらおうかということも考えながら、ぜひ予算配分等は御考慮いただければ有り難いなど、そうすべきではないかと思っています。

これで質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、8番、麓 才良君の発言を許します。8番。

○8番（麓 才良君） 平成25年の第3回定例会における一般質問をします。

第1点として、交流人口及び定住人口の拡大ということで上げてあります。これについてはさらに2点上げてありますが、主に文化関係と福祉関係の両面から取り上げてあります。そこで今回は、この一つ一つを一問一答の形式で質問してみたいと思いますので、御理解をお願いします。

人口の増については、各離島が掲げている大きな課題であります。本町においても「島づくりは人づくりから」と言われるように、人づくりについては非常に古来より島是として取り組んできていますが、なかなかこれは妙案があるわけでもなく、時代とともに今少しづつ人口が減ってきている状況ですが、本町において人口の拡大といった場合には、交流人口、定住人口という2つの視点が必要であります。そういうのを踏まえながら質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点として、現在、本部半島ジオパーク推進協議会が中心になって与論町を含めた本部半島、伊江島、伊是名島、伊平屋島、そして辺戸岬の突端を含めて本部半島ジオパークということで、去る8月8日に認定に向けての審査が本町でも

行われたところであります。この本部半島ジオパークについては、本町のほうが積極的に働きかけて、この協議会の中に入ったわけではありませんでした。本部半島ジオパーク推進協議会のほうで調査をして、そして与論もその同じ地形地層のエリアに入るということで、本部のほうから与論もそのエリアに入れて、本部が中心になってこれに取り組んでいるところであります。これまで私たち与論町は、沖縄を親島ということ、非常に琉球の経済圏でもあるということ、沖縄に非常に近いのだと、沖縄と一体だということをお話をし、進めてきているのですが、しかしながら、沖縄のほうから見ると、必ずしもそういう認識を持たれていない部分が多々あったのです。今回はそういう観点からすると、沖縄のほうからこの与論までを一つのエリアだというくくりをされてきたのは、逆に言えば、これまで私どもが抱えていた課題を、この機に一つのはしごを一步登った気持ちで取り組んでもいいのではないかという思いでお伺いをします。

本部半島ジオパーク構想の本審査が実現し、認定を受けて実現の方向に進んだときには、その中に含まれる与論城跡は国の文化財に指定される動きがあります。これが指定されると、今帰仁城と与論グスクを結ぶ文化の交流の拡大にもつながって、こうした地形・秩序を結んだジオパークの構想と文化の交流とが一つに絡み合ってきて、沖縄と与論を結ぶ交流人口の拡大、また沖縄を基点にした与論への交流人口の拡大にもつながると考えるところであります。

そこで、この構想の具体化に積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、そのお考えをお伺いします。これは町長並びに教育委員会のほうにお伺いします。

後の第2点目の社会福祉については、この第1点目の論議の後に進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） お答えします。

私のほうから申し上げてから、その後教育長のほうから答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

本部半島から与論島一帯を含むジオパーク構想が、ジオパークに認定され、既に国指定の史跡である北山王の居城であった今帰仁グスクと与論城跡が国の文化財に指定されれば、文化的なつながりによるストーリーができ、ジオツアーも大いに成立し、地域の交流人口の拡大が見込まれます。

よって、今後本部半島ジオパーク構想に係る各市町村及び民間団体の連携・協力を積極的に推進してまいりたいと思っております。

○議長（大田英勝君） 教育長。

○教育長（田中國重君） 琉球大学教育学部自然地理学研究室の調査によりますと、与

論島は本部半島ジオパークのジオサイトに位置し、太古の活発な地殻変動を体感できるジオサイトと言われています。また、与論城跡についても、国立文化機構の国立九州博物館や奈良文化財研究所の学芸調査では、石垣・形式ともに琉球形式で今帰仁城、勝連城の中世山城と類似し、国指定文化財として調査・保存する必要性があるとの指導を受けています。御指摘のとおり、新たな歴史文化の資源として調査・研究に努め、交流人口や定住人口の拡大を図っていきたいと考えています。その具現化に向けて、学芸員資格を有する専門職員を配置すべく計画してまいります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） ジオパークとは、地形や地層だけではなくて、あらゆる生態や取り巻く民俗、文化など、その地域にある価値を評価し、そしてそれを保全し、またそれを使って教育研究を進めて、それがさらには観光に生かされていくという視点を捉えているようであります。そういう観点からしますと、このジオパークというのは、本町のあらゆる分野を包含していくということにもつながってくると思います。そういう視点で、今後、このジオパークにぜひ積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。その審査の先生方と同行させていただきました。それからしますと、本町には、いろいろな岩石の種類があると指摘されているようでしたので、非常にジオパークの地形・地層の分野からしても非常にコンパクトにまとまっていて、観察しやすい島であるとのことであり、まさしくジオパークに関しては、与論町は恵まれた地域であるとの指導がなされていました。後はこれをどのようにして私どもが町民と一体となって、この価値をお互いが認めて、共有をして、どのように学び、育てて、発信していくかという手立てが必要であると思います。本部半島ジオパークの中で目玉として取り組んでいってもいいのではないかと思います。この一つの、与論グスクの国指定への動きです。これについては、前にも申し上げてありますので多くは語りませんが、この前の8月9日のまでの間に、今年になってから九州国立博物館、それから文化庁が1月にお見えになり、そして3月には県埋蔵文化財センターのほうからもお見えになっています。そして、7月には文化庁と県文化財課のほうからお見えになっています。8月には再度九州国立博物館の先生が声を掛けてくださって、奈良文化財研究所、日本地図センター、九州歴史資料館、沖縄県の教育庁からそれぞれ専門の方々がお見えになって調査した内容が、そういう方々を通じて、県あるいは文化庁のほうにも通じていっている流れとなっているようです。

そこで、本町の取り組みとしては、御答弁にもありましたが、体制づくりとして専門職員の配置の必要性を指摘されているところですが、今どのような計画で進められているのか。具体的に御答弁をいただければと思います。今度採用試験があり

ますが、その採用試験を受験される方々の中に、この資格を持っている人がいるのか。また、今回の採用試験に当たって、そうした資格を持っている人にアプローチをした経緯はあるのか、お伺いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） その問題については、前々から議員のお話を聞いて認識してまいりました。したがって、その対応については、もう早急にやりたいと考えています。やります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 早急に待っています。ぜひみなでいろいろな情報も集めながら、ぜひその人員の配置、体制づくりが一つのポイントですので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、今度10月の13日に与論城保存会の皆さんが国立劇場・沖縄で公演をされることになり、昨日そこの担当の方がお見えになって打ち合わせがあったのですが、昨日は宴席でありましたので、雑談の中でお話ありました。そのときに、たまたま与論の二世で沖縄から帰っている方がおられて、その方も含めて沖縄でのPRをお願いしながら、話をしていたら、こういう視点が出てまいりました。その方は与論二世であり、与論のことはよく行ったり来たりして知っていますが、このパンフレットを見て、この案内状を見て、沖縄の方々がどう感じるだろうか。沖縄の視点を持った話の仕方、アプローチの仕方に工夫が必要ではないかという話がありました。そう言われれば、私たちはこれまで沖縄に対して、沖縄から見た形での話し方とか、表現の仕方、そういうことを常に考えてやってきただろうか。ある一点、ある一時期についてはやってきた経緯もあるだろうが、常にそういうのを意識しながら、ベースにしてやってきただろうかという思いがします。例えば、永禄4年、1561年に十五夜踊りは何々何の長男、次男、三男がそれぞれということでは知っていますが、これはどうも大和から見たふうの説明になっているのです。ちょっとひねって言うのであれば、1561年、琉球は尚元王（しょうげんおう）の時代にというような形で、琉球から見た沖縄の方々が分かりやすいような表現と、これをこれから工夫していく必要があるのではないかと思います。まさしくこういうことの使い分け、こういうことへの心配りを観光立島をする上では、またいろいろな形でおもてなしの心を発揮していこうということになれば、そのプレゼンをする相手側に対しての視点というものを、考えていく必要があるのではないだろうか。そうすると、感謝デーとかを進めていくときにも、関東地区、関西地区、名古屋地区、そういうところをもっと凝縮したとか、もっと計画を立てて、そこから見た視点を取り入れた形で御案内をしていくというような、そういう工夫

が、知恵が出てくるのではないかと思いますので、ぜひこの視点をもっていただきたいと思います。これはお答えをいただきたいと思いますが、どこで担当しますか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） はい、ありがとうございました。もちろん城周辺の遺跡につきましては、当初から教育委員会で担当する覚悟でありました。その関係で、まずそういうふうな事業を準備を進めてまいりました。今回のジオパークにつきましては、当初観光協会のほうに案内がきて、我々も2回ほど会議に参加したのですが、内容に鑑みて、またぜひとも教育委員会のほうで事務局をしていきたいということで、委員会の中ではそのように準備を進めているところです。

よろしく申し上げます。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 麓議員のほうから歴史や年代の表現の仕方も工夫したほうがいいのではないかというお話がありましたが、先だって教育委員会の局長と2人で、十五夜が近づいている関係で、清掃作業をしている現場へ行きました。そうしたら、入口のほうに十五夜踊り等の表記がありましたが、その表記の仕方についても、本土から見た場合は、川中島の第何回目かの決戦の時代です。琉球では、琉球の王様がこういう時代だったということを明記することによって、それぞれの立場で身近に感じるのではないかということで、入口のほうにネームがありますけれど、その表現の仕方も工夫しないといけないなあということで、一応話をしてきました。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） そういう一つ一つの工夫、知恵というのが、これからは大きな夢に導くヒントになるかと思います。みんなで取り組んでいければと思います。ジオパークの件については、今ありましたように、いろいろな生態、民俗、文化等を包含するわけですが、そこで観光課の一つお伺いをいたしたいと思いますが、今エコツーリズムとかを進めています。広域事務組合の流れで進めています。今度はジオパークもあります。教育委員会が主管課になって進めていかれるという決意がありましたので、これはタッグができると私は広がりが多いと思います。そういう企画づくりは私たちがやるのだという気力があれば、ずっと広がりが出てくると思います。そうすると、今ジオパークがあり、エコツーリズムがあり、ユンヌツーリズムがある。いろいろなものがあります。先だってエコツーリズムのときに、担当の方に、これらを一緒にしてから与論のほうにおろすことはできないのですかとお伺

いしたら、上のほうから別々にきているので、その担当の方々のところが、それぞれの流れだということでありましたが、それはそれでしかりとしても、本町でやるときには、これは一つにしなければいけないわけです。上のほうから別々にきたので、与論でも別々にやるというわけにはいきませんので、これをどのように調整して、一つの形にし島の中に広げ、発信していくかということになるのですが、この点についてはぜひそういう観点で進めていただきたいのですが、いかがですか。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） ただいまの質問ですが、実はちょっと長くなりますが、世界遺産で琉球・南西諸島、その中で大島とか徳之島、あるいは石垣とかそういうところが世界遺産の中に登録されていく中で、奄美の中でもツーリズムということで、奄美は一つのツーリズムということで、世界遺産のこともあるのですが、与論はまたそのツーリズムの中から外れていますけれど、じゃあそれに代わる世界遺産に匹敵するツアーということで、このジオパーク、ジオツーリズム、ジオツアーといまして、要するに、一つのジオ、地球科学的資源を維持・保存しながら、それを利用していかに地域経済の活性化に長期的に役立てていくかということとの関連からすれば、今私たちの与論にはいろいろなツーリズムがありまして、その中では、一つにはユンヌツーリズムというのが核になっています。また、その中で、このジオパークも一つのツーリズムということで位置付け、与論の観光に役立てていきたいと思えます。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） それぞれの流れはあるのですが、ぜひこれを島の中では一つにまとめる観点も持ちつつ、進めていただきたいと思うのです。ジオツーリズムにしても、エコツーリズムにしても、島の地形、地質、生態系、民族、文化、自分たちの身の回りのものを自分たちでその価値観を認識し、共有して、それを守り、育ててそれを発信していくということですので、今ガイド養成ということについてもいろいろあり、その講座にも出てくるのですが、それは専門のガイドということであり、今までいろいろあった島民みんながガイドをするという感覚を忘れないで、そういうものをイメージしながら、ぜひこのツーリズムあたりは進めていく必要があるのではないか。そういう中できちんと責任を持って、事故のないよう責任をもって対応し、それなりに対価をいただくというプロとしてのガイドをきちんと養成する。しかしながら、そういう知識としてのお互いの価値観を共有するものとしては、島民みんながいるのだよ。そういう形を想定しながら、ぜひこのツーリズム、また今後のガイド養成については取り組んでいただきたいと思う。教育委員会がジオパークを担当し、そしてエコツーリズムのほうを商工観光課・観光協会が担当・

主管という形でいくということになれば、そこががちりと結び合うということが大切であり、教育委員会のほうからは子供たちにも広がっていくと、そういうことがこれからの与論観光の原点であり、ルネッサンスであるはずなのです。そういうベースがあれば外へ発信しても、先ほどあった大手業者が離れていくのを引きとめる力はあると思うのです。それが交流人口の拡大であり、定住人口の拡大につながっていくと思うのです。お互いに思いを込めて、これにはぜひ取り組んでいただきたいと思います。そこで、担当の教育委員会事務局長、商工観光課長にその決意を、再度お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 既に本部の役場には、ジオパーク関係で専門の職員が3人配置されています。鹿児島県では昨日テレビでも宣伝しておりましたが、霧島ジオパーク協会というのがあって、盛んにこういった先ほど麓先生がおっしゃっていたことを、観光の目玉として売り込んでいるようです。日本ジオパーク協会というのもありまして、今年10月の中頃に壹岐のほうで大会があって案内状もきているのですが、沖縄の例の十五夜のイベント並びに町民体育大会、50周年記念行事等もあって、今回は参加を見送っていますが、新年度は予算を組んでもらって、また与論島に根ざしたジオパークの勉強会も聞いて、観光協会・観光課にバトタッチができるよう体制づくりを整えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大田英勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（富士川浩康君） ただいま局長からありましたとおり、自信を持って受ける覚悟でいますので頑張ります。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 本町には、それぞれ独自に一生懸命取り組んでいる方々がたくさんおられるわけです。そういう方々が一つになり、また、新しくいろいろな研修会や資格の認定を受けるための講習会等も漸次企画していただいて、島の人たちが自信を持って案内できるようなシステムをぜひ頑張っていけたらということで、そういう方面に積極的に取り組んでいただきたいと思います。今の第1点目のジオパーク関連について、再度町長の決意のほどをお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 頑張りますので、よろしくをお願いします。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 突っ込みようのない答弁をいただいてどうもありがとうございます。

ました。決意のほどをお伺いいたしましたので期待をしています。

それでは次に、第2点目に移ります。

前に地域の支え合いマップづくりということで、社会福祉協議会の主催で木原孝久先生が講演をしていただきました。私ども総務委員会のほうでも講演を聞かせていただきましたが、今、この地域支え合いマップづくりについては、社会福祉協議会の事業として取り組むことで進めている、また、進めようとしているところです。この地域支え合いマップづくりは、本町の課題である安心・安全な災害に強いまちづくりなどを推進する上からも、また、自治公民館を中心にしたコミュニティづくりをさらに進めていく上からも、大いに役立つものではないかと考えているところです。この地域のコミュニティ、地域の安心感、防災に強いまちづくり、こういうものが定住人口の拡大にも大きく寄与するものと思います。新しい観点というよりは、これまでに地域が持っていたいろいろな関わり合いというものを、今社会の流れの中でなくなってきた部分を、さらに掘り起こして、新しい視点のような感覚で、この地域支え合いマップづくりは進められているということのようですが、この推進について、その展開をお伺いいたしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 在宅高齢者や障害者等に対する福祉施策については、高齢者等暮らし安心ネットワーク事業や災害時要援護者個別支援計画、民生委員の災害時一人も見逃さない運動の展開などを通じて、地域住民はもとより、ともしびグループ、社会福祉協議会、民生委員協議会、消防団、役場などが、協働・連携しながら見守りや支援活動を行っているところです。

先の講演における地域支え合いマップにつきましては、支援が必要とされるいわゆる社会的弱者のみならず、地域ぐるみでの支え合い・助け合い活動や地域課題の解決等に集落民自ら主体的に取り組んでいくための、いわば具体絵図であり、福祉問題の専門家である木原先生が、「ご近所パワーによる助け合い～住民流福祉のススメ」を提唱されているところです。

御提案につきましては、住民福祉の在り方やコミュニティづくりに関するこの新たな考え方や手法等について、町民への周知・啓発等をしっかりと行っていくとともに、既存のネットワーク活動の充実と併せて展開をしていくことで、地域の活性化はもとより、定住人口の拡大につながっていくものと考えています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（籠 才良君） 御答弁いただきましたが、今御答弁にもありましたように、現在でもいろいろな形で事業、またそれぞれの方々の御努力、御尽力をいただいてこの福祉関係の取り組みがなされているという御答弁でした。今いろいろと頑張っ

いる方々に敬意と感謝を申し上げながら、質問を続けさせていただきたいと思いません。

さて、今ここで提案した問題についてのピンポイントというのは、御答弁にもありました様々な形で事業が展開されて、いろいろな方々が御尽力をいただいているということがあり、そして、この既存の活動を、ネットワーク活動として一つにかみ合わせていくという御答弁でありました。このいろいろなものをお互いが連携をして絡み合わせていくという、これが一番大事なことであると思いますが、これについて、こう思っているとか、こうやったことがあるということがあれば、どなたかこの関連で御答弁いただけますか。これはお互いに知恵を出すということでもありますので、それぞれの立場の方が、私はこう思うがというその思いを出していただいても結構ですが、御答弁いただける方、ぜひお願いしたいのですが。副町長、いかがですか。こういうときは副町長、お願いします。

○議長（大田英勝君） 副町長。

○副町長（川上政雄君） 防災マップについては、社会福祉協議会、地域包括センター等で、自主消防も含めて、一応防災マップとかは作成してまいりましたが、その中で、3・11のときの体験なのですが、果たして、その近所の介護しなければならない、養護しなければならない方がどこに、こう何といたしますか、収容されたのか。そのまとめがなかなかできなかったというのが実際の課題でありまして、そのときに改めて消防担当、そして地域包括センター、社会福祉協議会、民生委員、そういった方々が一堂に会して、そういった連絡先や報告先の徹底を図らなければ、完全な体制はできないということで、そのときに、さらに改めて現在の組織等を編成し直したところです。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） ただいまの観点からも、災害に強いまちづくりの観点やそれから福祉の観点からも、ぜひこのコミュニティづくりは、今の与論にとっては重要課題の一つとして捉えていいのではないかと思います。昔の絆が今そのままこの時代に通じるわけでもないし、いろいろなメディア等を通じたつながりもあるわけで、向こう三軒両隣と言われた時代はもうつい昨日のような感じになっているのですが、どうしても災害時の対応、福祉面の対応というのは、向こう三軒両隣という昔からの観点であり、これの実践がまさしく災害に強いまちづくり、福祉のまちづくりにつながるわけであり、これを今の時代に向こう三軒両隣ですよということを、若い世代の方々に話しかけても聞く耳を持ってもらえるだろうかという観点があります。そういう方々も一緒になって、地域のコミュニティづくりを進めなければいけないというのが、今の課題であります。そのときにこの地域支え合いマップづく

りというのは、一つの視野を、示唆を与えてくれるのではないかと思います。お互いが持っているそれぞれの立場、労力、そういうものを認め合って、ギブ・アンド・テイクという形で進めていく。それで、福祉関係でみれば要介護の方々も施設に送り込むということではなくて、その方のところに出掛けて行って、そこをサロンのようにして、そこに集まってお茶を飲みながら、その方と一緒に楽しんでいく。また、ある方は野菜を作っているのをどっかの方のところに提供をして、その対価をいただくというような、こういう形づくりを進めていくのが、この地域支え合いマップづくりの根幹だと実感をしたところですが、さて、前にも申し上げましたが、これにぜひ小中高生の子供たちも組み込んでいけたらと思います。今、これを事業として進めていくことで取り組もうとしているのが社会福祉協議会ですが、これについては当局としてどういう形で協力して取り組んでいけるのか、お伺いしたいと思いますが。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） 今麓議員がおっしゃったとおり、地域のネットワークがとても弱くなって隣は何をする人ぞみたいな感じが与論町でも見受けられる風潮だと思いますが、社会福祉協議会ではその見守りマップというのは、今は考えてないということでした。というのは、私は資料なかった都合で資料をもらいに、社会福祉協議会のほうで講演内容とか、資料とかをもらってきたのですが、県の事業としてはおせっかいおばさん、コーディネーターのほうを育成しようという事業の推進のために、木原さんのほうの講演もお願いしてみたいです。その中で、その地域マップづくり、いわゆるそのコーディネーター、今与論のほうではネットワークが老人クラブとか、在宅福祉アドバイザー、民生委員、それから社会福祉協議会、ともしびグループとネットワークをつくって見守りをやっているのですが、そういうネットワークをやっている人間が、同じ情報を共有しよう、そういうことでその地域支え合いマップをつくる段階において、皆さんネットワークの方々が地域の抱える課題とか、要援護者の情報とか、そういうものを共有することで、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らしていける、そういう定住促進という方向で支え合いマップは使用するような感じだということで、私のほうは受け取っています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） この支え合いマップづくり事業を各自治公民館に希望をとったところ、どこも希望するところがなかったというのが今の実情のようです。それは社会福祉協議会の中で、そういう実情だと聞きましたが、今私が提案しているもう一つの大事な視点というのは、先ほどのコミュニティづくりに、この地域支え合いマップづくりの概念というものを生かしていく必要があるのではないかとこの観点

で申し上げているところです。そうすると、先ほど答弁にありました、いろいろな今進めている既存のネットワーク活動の充実というものを図っていきたいということであれば、どういう形で進めていくのかということと同じであります。そういうことを進めていく上で、この地域支え合いマップづくりというのが一つの大きな示唆を与えてくれるのではないのでしょうか。これはどこの事業だからということではなくて、既存の事業のネットワークを広げていくためには、どうすればいいのか。これからやっていこうという、今既存のものについてどういうふうにしていこうかという知恵の一つとして、この地域支え合いマップづくりを参考にしてみたらどうですか。こういう視点から今度はお伺いしてみたいと思います。いかがでしょう。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） ありがとうございます。毎年災害時要援護者の見直しを民生委員、ともしびグループ、社会福祉協議会のネットワークを利用してやっているのですが、まだ地域支え合いマップというのは活用したことがありません。来年も災害時要援護者の見直しはあることから、そうしたところで支え合いマップを活用していければ、ともしびにしろ、民生委員にしろ、我々町民福祉課にしても、地域の抱える課題を大いに見い出していけるので、そういった方向で活用していければと思っています。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 地域福祉については、大きな課題であり、末永い課題であります。今地域福祉を推進するためには、できるだけ施設等での対応ではなくて、その地域における対応をしていこうというのが、一つの大きな流れになってきているので、そうしたときに、プラットフォームということで、関連するいろいろな機関・団体が一つのテーブルにつくという、そういう提言が県のほうからもなされているのです。本町においても、このプラットフォームづくりをして、実のある話をし、そこからいろいろな知恵を出し合って、それが実践され、その実践の中からさらに知恵を出して進めていくという、常に動いていくという、その絡み合わせていくということが必要であろうと思います。そういう観点から、ぜひコミュニティづくりの一つの参考として、この支え合いマップづくりの何ですかね、その根幹というのをみんなで共有するような輪を広げて取り組んでいってもいいのではないかと私は思いますので、ぜひそういう思いで取り組んでいただきたいと思います。

それから、町長にお伺いしたいと思います。

昨日は各集落の敬老祝賀会で各地区を回られて大変御苦労だったと思いますが、このようないろいろな行事のときに、子供たちも集まり、年配の方々も壮年、婦人、青年と集まって、こういう祭りをする。これは非常にいいことで、心が穏やか

になって、よっそれじゃ、という、まさしくそういう気持ちになるのです。そこに集まっていたらそうなるんです。しかしながら、そこに集まる輪が段々々々こう小さくなってきつつある。だからこそ、このコミュニティづくりというのは、これから島のいろいろな面で大切な課題であると思うのです。このコミュニティづくりについてはどのようにお考えなのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに、昔は非常にコミュニティというのが本当にそれこそ行き届いていて、そのつながりというのでしっかりやっていたのですが、特にあの時代を考えてみますと、経済的に助け合わなければ生きていけないというのが基本となっていて、何と言いますか、親から子供・孫までが一緒になったつながりで、各地区・地区でそういうつながりができていたのですが、時代がこうして何と言いますか、裕福な時代になってくると、なかなか人と人とのつながりが薄くなっていく。それをどうにかしてつないでいかないと、一旦緩急や何かがあったら、もうそれこそ地域は壊滅するということで、いろいろな災害地を見たときに、このコミュニティの重要性というのをいつも考えるのです。それをやるには、またその地域の中心になる方々がしっかりした計画のもとに、つながりをつくる機会をつくっていただかないとなかなかできないので、私ども行政は、それに対しての支援しかできない。支援の中にはいろいろあるのですが、財政的な支援はもちろんですが、いろいろな面での支援をしていきたいと考えています。コミュニティづくりは非常に重要であると、これだけは十分認識しているつもりです。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（籠 才良君） 町長の見解をお伺いしたら、コミュニティの重要性は認識されているとのことですね。当然のことであろうと思います。今お話の中にありました、昔は、助け合わなければ地域の生活ができなかった、だからコミュニティがまとまったというお話でしたが、そういう形を現在どういうふうにしてつくっていくか。どれをコミュニティの核に持ってくるかということなのです。昔はこうだったけど、今はもう昔と違ってだめですということではいけないので、その何かを私が話したのは、安心・安全な防災のまちづくり、3・11の影響はまだ私たちの中に残っていますから、ああいう視点であれば、みんながよっしやと目を向けられるのではないかと。

それともう一つは、子供の誕生から、子育てから、老後の福祉ですね。そういう観点は、いつまでたってもみんなの協力がなければできない。そういう視点をもったコミュニティづくりという、そういうものからの切り込みが今必要なのではないかと。ですから、仕掛けが、仕方が大事だと思うのです。それでその仕組みづくり

が大事であるし、それでやってみた結果の、またさらなる知恵づくりが大事だと思うのです。そういう観点で、ぜひこの視点に合わせて、突破してみよう、この視点に合わせて切り込んでみようという、そういうものをぜひ進めていただきたいと思います。そうすると、町長お一人ではできないわけです。いろいろな関係者、いろいろ携わる方々がそこに集まって話し合いをしながら、知恵を出さなければいけないのです。そういう流れをぜひつくっていただきたい。前も申し上げましたが、今できない・できるの問題ではなくて、なぜできないのか。できるようにするためにはどうすればいいのかという話し合いをしたことがありますか。だから、話し合いをしたことがあれば、いろいろな答えが、そこにはできないなりの答えや難しい問題点とかがあるはずなのですが、それがわかれば階段は登れるはずですが、そのためには、町長の決意でもってぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 私の考えはちょっと間違っているかどうかわかりませんが、コミュニティについては、その地域・地域で自発的にやって、それを助けるという格好でしないと、私ども行政がこうせえ、ああせえということでは、ちょっと問題があるのではないかと私は考えるのです。私は間違えているかもしれませんが、コミュニティの必要性というのは十分に認識していますので、地域の方々が必要だという認識をもってもらってといいますか、平常はそんなに必要ではないように感じるかもしれませんが、いろいろなほかの地域を見たときに、そのコミュニティの必要性というのは十分わかるわけですので、地域で話していただいて、行政にこういう形で援助してもらいたい、こういう形で進めてもらいたいというように、逆に地域から自主的にやってくるのが、一番実を結ぶのではないかと考えているのですが、これは私の考え違いかもしれませんが、その点はまた勉強させていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） 確かに、町長の今の御答弁は基本的なことだと思います。私も理解します。

もう一つ私がお話したいのは、行政やいろいろな機関から地域に対してはいろいろな事業がある。地域に対する負荷がかかってくるのです。その負荷の掛け方をもっと工夫しましょうということなのです。そうすれば地域の中でも自分たちのコミュニティの話し合いをして、行政のほうでもお互いが助け合うという、そういうものができてくるわけです。行政からかかる負荷、いろいろな状況というものを、もっと受け取りやすい形で工夫できないでしょうか。そういうことをお互い考えて地

域との絡み合いをしていけば、もっといい展開ができるのではないかと思います。

例えば、小さなことですが、花壇コンクールひとつとっても、高齢者の方々の花壇コンクールがあり、婦人会のがあり、子供会があるのです。そうするとみんなそれぞれ能力が違うのです。子供会は種から育てるといのは大変だけれども、そういうのも同じコンクールなのです。同じ地域でやっているのです。その地域の中で一つの形として、お互いに助け合いながら、コミュニティとしてやりながら、子供会の分担、婦人会・高齢者の分担ということで、絡み合わせてはできないだろうか。

また、あまり多くしゃべると間口が広がり過ぎますので、そういう意味で、今回申し上げました本部半島ジオパークの推進、またそれに伴う与論グスクの国指定の動き、専門員の配置等についてお話をさせていただき、その流れの中でぜひ島にあるいろいろな価値を共通認識して、その中できちんとした専門の方々を要請し、がっちりした形で発信していただきたいという思いを語らせてもらったところです。

また、地域支え合いマップについては、地域福祉の観点からお話をさせていただきましたが、コミュニティづくりというのが今大きな課題です。これは将来にわたっても、ずっとその時代ごとに背負っていかなければならない課題であると思いますので、お互いに知恵を出し合いながら、取り組んでいただきたいというお話をさせていただきました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（大田英勝君） 8番、麓 才良君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時53分

再開 午後3時04分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第41号 与論町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（大田英勝君） 日程第5、議案第41号、与論町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第41号、与論町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

平成21年に発生した新型インフルエンザの経験を踏まえ、新たな感染症発生時における対策の実効性を確保する目的で制定された、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する同法第26条の規定に基づき、与論町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、与論町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。5番。

○5番（喜山康三君） お聞きしたいのですが、新型インフルエンザ対策ということですが、この中にいわゆる対策本部を置くということですが、その中に医療関係者というのは入らないのですか。ちょっと単純な疑問なのですが。医療関係者は入らないで、対策本部を立ち上げるということですか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） 質問にお答えします。

今回の新型インフルエンザ等対策交付条例に関しては、本部の立ち上げと、本部の行う義務とかそういう関係で医療関係者についてはございません。医療関係者を先に保護するとかというのは、全体のインフルエンザ対策措置法の一番条文の中にあるのですが、今回の場合には、その都道府県の所掌事務とか、本部の組織、それから本部長の権限、それから対策本部の廃止、こういったものを県の条例に委任するというので、その県の条例の委任されたものを市町村の場合は準用して使いなさいということです。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、与論町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、与論町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第42号 与論町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（大田英勝君） 日程第6、議案第42号、与論町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第42号、与論町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

与論町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例中、甲地方及び乙地方について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1表備考が改正される際に準じて、改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、与論町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、与論町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第44号 平成25年度与論町一般会計補正予算（第4号）

○議長（大田英勝君） 日程第7、議案第44号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第44号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、固定資産税滞納繰越分600万円、普通交付税1億1133万円、県補助金の地域振興推進事業補助金629万4000円、海岸漂着物対策事業補助金430万円、町債の消防費440万円及び臨時財政対策債1241万5000円などを計上しております。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費総務管理費に町制施行50周年記念事業等実行委員会運営補助金351万円、美ら島づくり費大金久景観形成植栽事業工事費1260万円、土木費道路維持費に町道維持補修工事費300万円、消防費常備消防費に消防ポンプ自動車整備事業負担金441万円などを計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億4149万8000円を追加し、一般会計予算総額42億930万1000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。7番。

○7番（野口靖夫君） 4点ほど質問させていただきます。

まず、20ページですが、20ページのこの海岸漂着物対策事業費ですが、この補正額として435万円が計上されておまして、国県支出金が430万円です。国県支出金がほとんどであります、私がお聞きしたいのは、この事業内容、そしてその補助の管理方法をどのようにして行っていくのかということをお聞きし

たい。それはなぜかと言いますと、特に町民から清掃をしている道路維持管理している人とか、どのことを言っておられるのかわかりませんが、全く関係ないところで作業時間中に骨休みをしているというのがいろいろあらゆるところから聞かれるのです。そして、寝てるというのです。だから、これは私も言いたくはないですが、本当に断腸の思いで聞かせていただくのですが、こうしたら、町民は何だこれはという変な感情になるのです。良いことをしていても悪い方向に捉えられてしまって、そういう苦情が私の耳にあらゆるところから入ってくるのです。そのためにどのような管理の仕方をしておられるのかということをお聞きしたい。

そして、海岸清掃の海岸の漂着物をどのような方法で漂着物を回収して、処理して、それを検証をしているのかということからまずお聞きしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 環境課長。

○環境課長（福地範正君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、予算の件から申し上げます。これは2年前までは今回の補正と同じような形で国からの補助で2人体制でやっておりました。去年も今年の当初までは1人体制で町単独事業ということで実施しています。今回、年度途中になりますが、2人分、国からの補助があるということで、既に1人は町単で雇用していますので、1人追加という形で人件費は主に計上されて、このような額になっています。

もう1点目のそういう臨時職員の管理体制であります。寝てるというような、ちょっとまあ承知していないところではありますが、少なくとも現時点では1人で町内の、特に砂浜の海岸地帯を順番制というか、その日の天候にもよりますが、なるべくむらがないように、特に観光客や一般町民が訪れる浜を中心に清掃するようということで指導をしています。そのまた回収したごみであります。これは大まかにいいまして燃えるものから燃えないごみまで、そしてまたリサイクルがきくものまで出てまいります。それは回収1日、1日と申しますか、ひと浜と申しますか、軽トラック1台ぐらいたまりますと、それはリサイクルセンターへ持っていくもの、要するに、すぐに燃やせないものです。それ以外のすぐ焼却できる分につきましては清掃センターというふうに分類、仕分けをしていただいて、そこでその施設ごとに預けた分の重さを全部各回収した日にちごとに計量し、日誌のほうでどここの海岸を回って焼却ごみが何十キロ、リサイクルセンターに持って行ったのが何十キロという形で分別、仕分けされて記録されています。先ほどの臨時職員の勤務体制であります。確かに一応これまで1人ということで海岸清掃を行っていますが、主にメインで陸のほうの植栽とかを行っている職員も2人います。そういう中で、陸が忙しいときには陸の応援、そして、海岸清掃が台風後でひどい時には、また海岸清掃のほうの応援という形で、どちらも融通性をきかせるような形で臨機

応変に対応していただくようになっています。議員様御指摘のように、どういう時間帯に寝ていたか承知していないのですが、少なくともそういうことはないものと思っていますが、今後ともまたさらにこういうことが絶対ないように指導を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 非常に答弁は苦しいと思うのです。それはもうそのとおりです。課長がおっしゃられるように、課長としては、それは真面目にやっているとしたか言えません。ただこれは現実のものとして町民から苦情が出ているということだけは、まずしっかり認識していただかなければなりません。嘘まで言って僕にわざわざ言いに来る人はいないと思います。ですから、朝礼など、そういう出発時とかには、ある程度課長のほうから指導して、きちんとした教育ということで私は申し上げているのです。もうこれ以上は答弁は要りません。

次にいきます。

23ページの農業・農村活性化推進施設等整備事業であります。ここに県費と町費の組み替えがありますね。農業・農村活性化推進施設等整備事業に智野里地区農道、この件が県単事業と、県から町のほうに変わっています。だから、6月定例会で私は町長に奄振予算についての質問をいたしました。そのときに町長の御答弁は、町単事業とか、奄振事業は主に県単事業にシフトしているのだという明解なすばらしい御答弁をいただいたのですが、これはみんながみんなそうではありませんが、せつかくあのような御答弁をいただいた後に、この県単事業が町単事業に何で変わったのか。3月の当初予算で認定されたものが、この9月の時点でどうして変わったのか。その理由を聞かせていただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） お答えします。

当初予算では、県単事業として2地区を要望してございました。ところが7月の予算割当のときに、1地区は採択ということで内定をもらって、今もう入札をかけて工事に入る準備をしています。ところがもう1地区、この智野里地区の農道につきましては、叶公民館の東側の道路ですが、来年度また県単事業として申請する手もございましたが、緊急性を要することから、町単から起債事業に振り替えて今回、今年度実施しようとするものです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） せつかく町長のいい御答弁をされてからの後のことであります

ので、今質問したのですが、確かに、町長がおっしゃられるように、町単事業や奄振予算がその県単事業にシフトされて強く県のほうに要請してそうになっていくというのだったら話は分かります。ですけれども、そうでないところが至るところに見られるのです。今産業振興課長のほうから御答弁があったのですが、緊急性があると、これは早くやって地域住民や与論町民のために貢献しなければならないというそのお気持ちから町単事業に変わってでも仕方ないから早く工事を進めようと、そういうお考えは非常に素晴らしいことです。だから、私はこれを悪いということではないです。認めないということでもありません。だから心構えとしては、最初御自身で言われたこと、あるいはまた、町の財政が厳しいのですから、簡単な御答弁はされないで、ぜひひとつ県で進められる県単事業である程度見通しがあったならば、そういうところを全力をもって県と交渉していくということをしなないと、先ほど奄振予算の関係で高田議員が午前中に質問がありましたが、あのことは、本当に情熱をもって行わないといけません。職員だけではだめなのです。だから町長や副町長がおられるのだから、国や県に対して予算を折衝されるときは町長を先頭に、副町長を先頭に予算の獲得のためにぜひ努力をしていただきたいというのが私の要望なのです。それは御自身で言われたことだから申し上げているのです。悪いということではないのです。だから、こういうことは確かに財政力は厳しいのだから申し上げているのです。これはこれでよろしいです。

次に移ります。

24 ページ、道路の維持費であります。町単独工事費、これが大体300万円、工事請負費として計上されています。この内容を説明していただけますか。

○議長（大田英勝君） 建設課長。

○建設課長（山下哲博君） ただいまのことについて御説明します。

この300万円の工事請負費は、道路維持補修工事で、主な箇所につきましては、与論小学校南側のウタナ線の道路拡幅、選果場から立長集落へ通じる千迫線の道路拡幅の舗装工事、赤崎線シーマンズの石積みや町内道路の凹凸がある箇所の補修工事、見通しの悪い箇所の伐採、改良が主な事業内容です。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） この道路維持費は、町長にも昔から質問しているのですが、非常に必要なのは財源なのです。与論町の場合は、この財源をある程度確保しておいて、今、建設課の職員が臨時職員と一緒に道路の維持管理をしておられますよね。ああいうのは与論町は本当に必要なのです。これは財源があるから潤沢に予算計上してくださいということではないのです。これは必ずかかる予算ですから、町長とも相談されてある程度の予算は事前に決まっていることなのです。そして、

このお金は与論町におりるのです。外には出ない。与論に使えば使うほど与論に落ちる。同じ町単事業でもいわゆる経済効果はあるのです。だから、そういうものは地方交付税でもおりにきてるのだから、道路維持管理費ということ、交付税の中にも算定されて入ってきてるのだから、そういう予算というものは、大体予想がつくのです。だから、こういうものをぜひ来年度あたりから、事前に協議されて、ある程度の予算をつけていただけないかということの要請なのですが、いかがですか。意味わかりますか。

僕の話聞いてなかったような感じだからもう1回言います。よく聞いていただきたい。

24ページの道路維持管理費というのがありますが、この予算は、私は非常に大切な予算だと思っています。そこで、大体いつ見ても途中から高額な金が補正で計上されているのです。ですから、事前にある程度職員が頑張ろうとしている予算なのだから、建設課長と町長に相談されて、この予算は事前にある程度確保してもよろしいのではないですか。来年度から予算をある程度つけておくべきではないですかということをお願いしているのです。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） 確かに補正予算が増えるということは計画性がないようにも通じるわけですし、御指摘はよく分かるのですが、実際やってみると、最初は予定がなくても途中から本当に緊急性があるとか、また、この場合の300万円には関係しないのですが、補助金が途中から付いたりということがあるときには、あわせて持分を出すとか、どうしても補正でなければできないという部分があるのです。指摘のとおり、できるだけ事業については、当初予算に組んで、その補正ができるだけないような方法でやるという努力はしているつもりなのですが、今後またなお一層気を付けてそのようにしたいと思います。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 最後にあと1点。

今の町長の御答弁は、私はその不足が出たときにしか補正というものを付けられないということは理解しているのです。町長がおっしゃられたとおりです。それではなくて、私が申し上げているのは、この予算は毎年いつ見ても必ずそれ相応のお金がかかる予算ですと、この道路維持に係る予算はかかるものだ。だから、ぜひひとつ当初からある程度町長の応援する形で予算割で確保して、この与論島の道路維持管理のために使えるようにしたほうがいいのではないですかということの質問なのです。これに答弁は要りません。

最後に30ページ、池田局長、あなたの時間がやってまいりました。30ページ

の多目的屋内運動場前の駐車場の整備についてですが、あそこの整備の予算で以前に、今年ではなくて、去年の予算にあそこの工事費が計上してありました。計上して確保しました。これは180万円というのはまたちょっと理解に苦しむのだが、足りなかった分ですかね、どういうふうにこれから整備するおつもりですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 当初予算で260万円の予算を計上しています。これは多目的屋内運動場というのはゲートボール場のことなのですが、その入口のほうに土地を買ったあとに石積みをして駐車場ができるようにしてあります。そことあと正面入口のほうにステージがあったところに若干整地した面積が同じ分ぐらいあるのですが、そこもあわせてもう一括してやろうということで、今回は、その実際の面積が分かった上での実質測量での予算計上となりました。

よろしくをお願いします。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） 22ページの農林水産業費の中に松食い虫被害木処分手数料として81万円ぐらい組んでいます。私の家の付近から見ますと、ピャーナパンタとか全部あの辺はもうただ松が生きているのは叶自治公民館の辺りだけではないかと思うのです。この予算でその松食い虫の被害が全部なくなると見込んでの手数料ですか。

○議長（大田英勝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鬼塚寿文君） お答えします。

松食い虫の被害木につきましては、焼却処分が前提となっております。この金額では18トンほどしか処分できません。まだ全然足りない数字です。以後またかかった分については随時補正等で対応してまいりたいと思います。全島的な処分ができるような金額ではございません。

○議長（大田英勝君） 6番。

○6番（供利泰伸君） この松食い虫でほとんど与論の松は全滅なのです。それで多分この予算では処理をするのは無理だと思うのです。それで早急に対応してもらわないと、例えば、外から松を入れるにしても、全然だめなのです。植えたらもう全部枯れてしまう。だから早めに予算をつけて、財政上苦しいのは分かりますが、早めに対処できるような対策をしてほしいと思います。

以上です。

○議長（大田英勝君） ほかにありませんか。5番。

○5番（喜山康三君） 5ページの教育費、保健体育費の多目的運動広場整備事業が起っていますが、これについて説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） お答えをします。

予算の中で継続費というのが出てくるのは今回初めてらしいのですが、この継続というのは、2年ないし5年かけて継続してする事業につきまして予算計上することです。この問題が2点ほどありまして、第1点が既に24年度からこの事業を進めるために同意をいただいた上で土地の購入を進めているのですが、土地購入につきまして、県からの事業認定を受けないとできないということでその中で、県のほうからこの事業についての実際にやる予算的な提示というか、議会の同意というか、それをいただきたいというのが1点。

あと1点が財政当局と相談した結果、当初28年度で事業を終わる予定をしておりましたが、いろいろほかの事業等との鑑みで29年度まで延長してやっていきたいという考えでこういうふうに継続費ということであげています。

なお、当初から予定しておりました総事業費あるいは事業の中身については全く変更はございません。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） これは例のサッカー場の件ではないかと思いますが、当初はt o t oなどからの補助金もあるということで、いろいろこの説明があったのですが、予算の内訳のいわゆる起債だとか、その補助内容についてはどういう形になりますか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 当初平成24年度にその提案をした段階では、t o t oからの補助金を1億円ほどで事業を予定しておりました。しかしt o t oなどの県に事業認定を受けた段階でそういった各種団体からの補助金につきましては、あとでというか、先が立たないものに対しての事業認定を許可するわけにはいかないということで指導がありました。そのために文科省からの事業で約3分の1ぐらいですが、照明とか、あるいは管理棟とか、あるいはグラウンドの一部につきましては3分の1の補助対象があるということで、この内容で上司などと相談した上で補助というか、その3分の1補助、なおかつあとは一般財源と起債の対象ということで一応考えています。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 補助の3分の1というなら総事業費の3分の1ではないと思うのです。それでこの事業は去年の6月の補正で出てきたのではなかったかなと思っ
ているのですが、去年、t o t oからも1億円の補助があると、そういう説明を受

けて、町負担がそんなにないということで、それならいいかなという話もあったように伺っていますが、今お聞きするには、これは相当な数の土地の買収があると思うのですが、土地買収は全額町負担になると思うのですが、この土地買収金額は幾らぐらいになるのですか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 土地の代金につきましては、一応24年度に予算計上してありますが、明繰で今年度許可がおり次第払う予定です。なお、金額的には9241万8000円です。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） そうしたら、総額幾らぐらいかかりますでしょうか。その土地の取得費から今予定している事業費の中で、全額、総額で幾らになる予定がされていますか。

○議長（大田英勝君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（池田直也君） 総額は全部で4億8542万6000円です。

当初の計画と予算的には変わりはありません。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、平成25年度与論町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第45号 平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大田英勝君） 日程第8、議案第45号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第45号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で、国庫支出金8,000円、県支出金1万円、療養給付費等交付金772万6000円をそれぞれ増額計上しております。

歳出では、総務費244万9000円、保健事業費81万8000円、諸支出金599万2000円をそれぞれ増額、保険給付費151万3000円、病床転換支援金等2000円をそれぞれ減額計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 町民福祉課長、分からないもので聞きますからよろしくお願ひします。

どうですか、さとうきびを収穫して、出荷した後、あのあとはちょっと保険の請求が多いという話を聞いたのだけれども、そういうことはありますか。参考までに聞かせていただけませんか。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） さとうきびの代金が入ったときのですか。

○7番（野口靖夫君） いやいやそれではなくて、もう1回質問します。

さとうきびの収穫をした後に、医療機関からの保険請求額が増えてきているのが常だと言われているのですが、それは事実ですか。どうですかということをお聞ひしているのです。

○議長（大田英勝君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（南 秀哲君） ちょっと確認しますが、さとうきびの労働のあとに病院に通ってその医療費の増ということでしょうか。それは確かにマッサージとかにはそういう傾向は見られますが、その病院の医療費については私のほう

ではまだ確認はしておりません。

○議長（大田英勝君） 7番。

○7番（野口靖夫君） 私がなぜこういう質問をするかと言いますと、個人的なことを言ったら申し訳ないのですが、やはりあの保険税の問題というものは真剣に考えるべきだと思うのです。お互いに。議会も、執行部も、もう本当にすごいですよ。と言いますのは、この間テレビを見ていたら、マッサージのことが話題に出たのです。だから、そこに関して我々はレセプト点検を確実にこれから充実していかないと保険事業というものは、この国民健康保険事業というものは成り立っていかないのではないかと、心配するのです。だから、少々もうこれは保険財政というのは厳しいと。だからアップアップしているのだということを言われますね、町長も。皆さんもそう思っていると思うのです。アップアップしているのをそのまま放置したらいけないと思うのです。お互いにどういうことでこうなっているかという原因を究明したり、あるいはそれぞれに手分けして作業もしたり、そういうことをしていかないと、原因究明をしていかないと解決しないと思います。ただ単に保険の請求額を行ってきたから上げざるを得ないとか、アップアップするからどうだこうだではないと思うのです。お互いにこれはこれからやっていくべき話だと思うのです。と思ってこういう質問をするのですが、課長になり立てのものでそこまで知らなかったということを言われましたが、どうかひとつそこら辺も、研究して今の総務課長みたいになるようにお願いします。ということで終わります。

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、平成25年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第46号 平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大田英勝君） 日程第9、議案第46号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第46号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

補正の主なものは、歳入で介護保険料が3000万円の減額、一般会計繰入金4000万円の増額、基金繰入金1000万円を減額計上しております。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成25年度与論町介護保険特別会計補正予算（第

2号)は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長(大田英勝君) 日程第10から日程第16までの議案については、委員会付託の予定でありますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

日程第10 認定第3号 平成24年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(大田英勝君) 日程第10、認定第3号、平成24年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長(南 政吾君) 認定第3号、平成24年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長(大田英勝君) 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大田英勝君) これで、質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第11 認定第4号 平成24年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

○議長(大田英勝君) 日程第11、認定第4号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長(南 政吾君) 認定第4号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第 1 2 認定第 5 号 平成 2 4 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第 1 2、認定第 5 号、平成 2 4 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第 5 号、平成 2 4 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第 1 3 認定第 6 号 平成 2 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第 1 3、認定第 6 号、平成 2 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第 6 号、平成 2 4 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 4 年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第14 認定第7号 平成24年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第14、認定第7号、平成24年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第7号、平成24年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第15 認定第8号 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第15、認定第8号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第8号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第16 認定第9号 平成24年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第16、認定第9号、平成24年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 認定第9号、平成24年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度の決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

-----○-----

日程第17 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（大田英勝君） 日程第17、特別委員会設置及び委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時03分

再開 午後4時08分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号から認定第7号については、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓 才良君、福地元一郎君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思

います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、喜山康三君、供利泰伸君、野口靖夫君、麓 才良君、福地元一郎君の8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後4時09分

再開 午後4時09分

-----○-----

○議長（大田英勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に麓 才良君、副委員長に供利泰伸君、以上のとおりでありますので、報告を終わります。

-----○-----

日程第18 同意第1号 与論町名誉町民の推戴について

○議長（大田英勝君） 日程第18、同意第1号、与論町名誉町民の推戴について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第1号、与論町名誉町民の推戴について提案理由を申し上げます。

上野應介氏は、幼少の頃から勉学を好み、21歳の時民家を借りて学問所（ナンカル学校）を開き、自ら指導に当たりました。明治13年、27歳で戸長に就任（明治34年まで21年間）。以来、校舎建設・海運事業・村医制の創設・警察官の駐在所の設置。十五夜踊りやシニグ祭りの復活等々と、島の発展の礎を築かれた後、自ら21年間の戸長職を辞し、口之津移住第3陣の団長として、島民に惜しまれながら口之津へ旅立たれました。その後も口之津や大牟田で、「第2の与論建設」に尽力されました。その功績は誠に偉大であります。

よって、与論町名誉町民条例（昭和48年条例第17号）第2条の規定により、

上野應介氏を与論町名誉町民として推戴したいので、議会の同意を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 素直な気持ちとして、今頃極楽にいらっしゃるのを起こすような話じゃないかなと思うのだが、それに今頃なんで上野翁なのかと。

それとこれにまつわる町の経費、費用、予算、どの程度かかりますか。これについて説明をお願いします。

○議長（大田英勝君） 町長。

○町長（南 政吾君） なぜ今頃かということについては、私がお答えします。それから、予算については総務課長のほうからお答えしたいと思いますが、当初から私自身は非常にやるべきだという考え方を持っていたのですが、今まで与論町の現在ある一番大きな原動力になった、しかも行動開始を最初にされたという点で、島の礎をつくったという上野翁以外、この方をしないでほかをとというのはおかしいという考え方を私自身も持っていました。大変遅きに選出したと反省をしています。これはもう早急にやるべきではなかったのかと思いましたが、申し上げていいかわかりませんが、名誉町民候補が非常にたくさんいらっしやいまして、非常に検討を要するというので、いろいろ今まで考えたのですが、どうしてもこの方をお願いしないといけないという思いに至って、今お願いをすることになっているのです。御理解をいただきたいと思います。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） お答えします。

予算上は特に大きな、特別な事業として実施をする計画はしておりません。名誉町民にふさわしい額縁、名誉町民はいろいろな歴史に名をとどめるようなすばらしい方ですので、それなりの額縁とその称号とといいますか、賞状とといいますか、徽章、それを必要とする事務経費のみです。

以上です。

○議長（大田英勝君） 5番。

○5番（喜山康三君） 先ほどの説明では何か御子息がいらして、この50周年記念のほうに招待するというお話を伺ったのですが、今頃こういう方を名誉町民にということで、私も非常に疑問に思っているのですが、これらについての一連のいわゆ

る50周年記念を盛り上げるひとつのものでされているのかなという観照は否めないので、実際、本当にこれだけの予算で済む問題ですか。どんなものですか。

○議長（大田英勝君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖野一雄君） 重ねて申し上げますが、額縁代とその紙代だけです。賞状、徽章を書いていただく筆耕料といいますか、それは当然必要ですが、本当にそれこそ小さな金額です。また、50周年記念事業の中でお捧げするのですが、御案内を申し上げて、授与をするのですが、その旅費等についてもこちらでもつというわけではございません。

以上です。

○議長（大田英勝君） 8番。

○8番（麓 才良君） ただいまの議論を聞かせていただきましたが、なぜ今頃かという、これまで遅きに期したというほど私どもも身に感じなければいけないと思いました。これから名誉町民に推戴するのであれば、当然それなりの予算はかかって当たり前であります。そういうことを肝に銘じて推戴するということであるのであって、ただいまの議論について、私は聞きながら、ちょっと納得をしたところであります。できればお見えになるその側近者の方々についても旅費を計上して差し上げるべきではないかと考えます。

ついでにもう一つ言わせていただければ、以前上野應介翁、並びに口之津開拓民のあのときの事業があったときに、そのときの事業の発起人は大牟田からお見えになって神宮を務めておられました川畑里住さんであります。そして、島内でも推進の第一人者として頑張っていたのが川畑 茂さんであります。また、一緒に頑張っていたのが林 文治さんという方々が、企画中心となって町内の有志の方々が賛同いただいてあの事業が進められました。その当時、川畑里住さんの言葉が私の脳裏に残っています。あの方々は牟田にいらっしゃるときには、先頭に立って頑張っておられたのが、ちょうど東元良翁であったということで、東元良翁が開拓民の中心的な方だったという認識を現実的にもっておられて、そして当時東元良翁が与論に帰ったときに、翁徳碑を東元良翁の庭に、当初大牟田の有志の方々の募金でもって建てられるということで青年団の一員としてこられて頑張っておられたということでもあります。

そういう歴史の流れの中で、与論に帰って来られて与論のいろいろな実情、歴史を聞かされてきたときに、当時の一番のものは上野應介翁だったというのを与論に来てから初めて実感させられた。そこでもう一度上野應介翁に御尽力いただいたことを顕彰したいという意味合いも込められて、私は動くんだという話をされておられて、聞かされて、私もその一員として働かせていただいたことでもあります。

以上のような経緯もあって、ぜひこの点については積極的に果敢に推進をしていただきたいということです。

○議長（大田英勝君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、与論町名誉町民の推戴について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、与論町名誉町民の推戴について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第19 同意第2号 与論町教育委員会委員の任命について

○議長（大田英勝君） 日程第19、同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、町岡光弘氏を与論町教育委員会委員に任命したいので、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます。

なお、この場において一言申し上げたいと思います。前任者の田中教育長先生は、3期12年間、与論町教育行政の基本目標である「あしたをひらく心豊かな人づく

り」及び「誠の島」を基本理念として、誠実な町民の育成を目指し、本町教育の充実・振興に取り組んでこられました。特に、「教育観光の島」（教育立島）を提唱され、「視たい・聴きたい・学びたい・学ばせたい」また、「住みたい・住ませたい」という「与論島総学園化」の実現に向け、実質的「幼小中高一環教育」を宣言するなど、魅力ある世界に誇れる与論教育の実現に奔走されました。ここに改めて敬意を表し感謝申し上げます。今後とも御指導をよろしくお願いします。

(拍手)

○議長（大田英勝君） 提出者の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、同意第2号、与論町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第43号 平成24年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（大田英勝君） 日程第20、議案第43号、平成24年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（南 政吾君） 議案第43号、平成24年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（大田英勝君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、平成24年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、平成24年度与論町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分については可決されました。

—————○—————

○議長（大田英勝君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月27日、本会議であります、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後4時27分

平成25年第3回与論町議会定例会

第 2 日

平成25年9月27日

平成25年第3回与論町議会定例会会議録
平成25年9月27日（金曜日）午後3時17分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- | | | | |
|-----|-----|-----|--|
| 第1 | 認定第 | 3号 | 平成24年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第2 | 認定第 | 4号 | 平成24年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について |
| 第3 | 認定第 | 5号 | 平成24年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第4 | 認定第 | 6号 | 平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第5 | 認定第 | 7号 | 平成24年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第6 | 認定第 | 8号 | 平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第7 | 認定第 | 9号 | 平成24年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について |
| 第8 | 陳情第 | 9号 | 奄振予算による「離島海上運賃及び離島航空運賃低減補助制度創設」の要請について |
| 第9 | 陳情第 | 10号 | 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について（総務厚生文教常任委員長報告） |
| 第10 | 陳情第 | 11号 | 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について |
| 第11 | 陳情第 | 3号 | 町道白石線（有村酒造横～農協スタンド横）の整備について（環境経済建設常任委員長報告） |
| 第12 | 陳情第 | 4号 | 与論町道の舗装整備について |
| 第13 | 陳情第 | 5号 | 町道千迫線一部区間（与論高校西側）の拡幅改良工事について |
| 第14 | 陳情第 | 6号 | サグニャ地区農道（仮称）の舗装整備及び排水路改良について |
| 第15 | 陳情第 | 7号 | サダリ地区農道（仮称）の舗装整備について |

- 第16 陳情第 8号 川田博勝・阿多住秀・田中トヨ宅前南回り線（仮称）の道路舗装整備について
- 第17 発議第 6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第18 発議第 7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第19 発議第 8号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について（麓才良議員ほか3人提出）
- 第20 所掌事務調査報告の件（議会運営委員長報告）
- 第21 議員派遣の件
- 第22 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 林 敏 治 君 | 2番 高 田 豊 繁 君 |
| 3番 町 俊 策 君 | 4番 林 隆 寿 君 |
| 5番 喜 山 康 三 君 | 6番 供 利 泰 伸 君 |
| 7番 野 口 靖 夫 君 | 8番 麓 才 良 君 |
| 9番 福 地 元一郎 君 | 10番 大 田 英 勝 君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（15人）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 町 長 南 政 吾 君 | 副 町 長 川 上 政 雄 君 |
| 教 育 長 田 中 國 重 君 | 総務企画課長 沖 野 一 雄 君 |
| 会計管理者兼会計課長 佐 多 悦 郎 君 | 税 務 課 長 久 留 満 博 君 |
| 町民福祉課長 南 秀 哲 君 | 環 境 課 長 福 地 範 正 君 |
| 産業振興課長 鬼 塚 寿 文 君 | 商工観光課長 富士川 浩 康 君 |
| 建 設 課 長 山 下 哲 博 君 | 教委事務局長 池 田 直 也 君 |
| 水 道 課 長 末 原 丈 忠 君 | 与論こども園長 岩 山 秀 子 君 |
| 茶花こども園長 酒 勺 徳 雄 君 | |

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川畑 義谷 君 係 長 朝岡 芳正 君

開議 午後 3 時 17 分

-----○-----

○議長（大田英勝君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 認定第 3 号 平成 24 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 認定第 4 号 平成 24 年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 5 号 平成 24 年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 6 号 平成 24 年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第 7 号 平成 24 年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 8 号 平成 24 年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 9 号 平成 24 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（大田英勝君） 日程第 1、認定第 3 号、平成 24 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 7、認定第 9 号、平成 24 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてまでの 7 件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

これから、認定第 3 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第 3 号、平成 24 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、「認定」とするものです。

認定第 3 号、平成 24 年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大田英勝君） 起立多数です。

したがって、認定第 3 号、平成 24 年度与論町一般会計歳入歳出決算については、

認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、平成24年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成24年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、平成24年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、平成24年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成24年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、平成24年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号、平成24年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、認定第9号、平成24年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第9号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第9号、平成24年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第8 陳情第9号 奄振予算による「離島海上運賃及び離島航空運賃低減補助制度創設」の要請について

○議長（大田英勝君） 日程第8、陳情第9号、奄振予算による「離島海上運賃及び離島航空運賃低減補助制度創設」の要請についてを議題とします。

お諮りします。陳情第9号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号、奄振予算による「離島海上運賃及び離島航空運賃低減補助制度創設」の要請についてを採決します。

お諮りします。この陳情は、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号、奄振予算による「離島海上運賃及び離島航空運賃低減補助制度創設」の要請については、採択することに決定しました。

日程第 9 陳情第 10 号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

日程第 10 陳情第 11 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための 2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（大田英勝君） 日程第 9、陳情第 10 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について及び日程第 10、陳情第 11 号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための 2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を一括議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。8 番。

○8 番（麓 才良君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第 10 号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情、陳情第 11 号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための 2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9 月 19 日、木曜日、午前 10 時 10 分から全委員出席のもと、第 1 委員会室で審査しました。

最初に、陳情第 10 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持などの公益的機能は極めて重要であるとの共通認識から、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第 11 号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための 2014 年度政府予算に係る意見書採択の要請については、将来を担う子供たちへの教育は極めて重要であり、かつ少人数によるきめ細やかな指導と機会均等に一定水準の教育を受けられるための財源確保は極めて肝要であるとの認識のもと、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第10号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、採択することに決定しました。

次に、陳情第11号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書採択の要請について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第11 陳情第3号 町道白石線（有村酒造横～農協スタンド横）の整備について

て

日程第12 陳情第4号 与論町道の舗装整備について

日程第13 陳情第5号 町道千迫線一部区間（与論高校西側）の拡幅改良工事について

日程第14 陳情第6号 サグニャ地区農道（仮称）の舗装整備及び排水路改良について

日程第15 陳情第7号 サダリ地区農道（仮称）の舗装整備について

日程第16 陳情第8号 川田博勝・阿多住秀・田中トヨ宅前南回り線（仮称）の道路舗装整備について

○議長（大田英勝君） 日程第11、陳情第3号、町道白石線（有村酒造横～農協スタンド横）の整備についてから、日程第16、陳情第8号、川田博勝・阿多住秀・田中トヨ宅前南回り線（仮称）の道路舗装整備についてまでの6件を一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。6番。

○6番（供利泰伸君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第3号、町道白石線（有村酒造横～農協スタンド横）の整備について、陳情第4号、与論町道の舗装整備について、陳情第5号、町道千迫線一部区間（与論高校西側）の拡幅改良工事について、陳情第6号、サグニャ地区農道（仮称）の舗装整備及び排水路改良について、陳情第7号、サダリ地区農道（仮称）の舗装整備について、陳情第8号、川田博勝・阿多住秀・田中トヨ宅前南回り線（仮称）の道路舗装整備について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

当委員会は、9月19日、木曜日、全委員出席のもと、担当課の職員の同行を求めて現地調査を行った後、委員会室で審査しました。

まず、陳情第3号について申し上げます。

この道路は、沿線に酒造会社、民宿、農機整備工場、ガソリンスタンド等がある上に、茶花小学校への通学路であることや与論病院への直通路線となっていて、歩行者や車の交通量の多い重要路線であります。県道側の交差点箇所や見通しの悪い区間の改修と併せて、排水側溝の勾配も早急に改修する必要があると認められることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

次に、那間公民館長提出の陳情第4号について申し上げます。

この町道は、地域住民の生活道路としてだけでなく、地域営農道路としても頻繁に利用されていて、交通安全の確保や農業生産の利便性を図るためには舗装整備する必要があると認められることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第5号について申し上げます。

町道千迫線一部区間（与論高校西側）は、高校生の通学路になっているだけでなく、JA農畜産物流通センターからの輸送野菜出荷用大型トラックや子牛積載車両の往来が頻繁な道路であるにもかかわらず、道幅が大変狭い上に見通しの悪い箇所もあり、早急に拡幅改良工事を行う必要があると認められることから、採決の結果、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第6号について申し上げます。

サグニャ地区農道は、地域営農道路であります。砂利舗装しかされていないため、台風や大雨の後には勾配の急な箇所等で路面洗掘が起きています。このため、交通の安全性の確保や農業振興上早期に舗装整備する必要があると認められることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第7号について申し上げます。

サダリ地区農道も、地域営農道路として重要な路線であります。砂利舗装であるため、台風や大雨の後には路面洗掘が起きております。このため、交通の安全性や利便性を確保する上でも早期に舗装整備する必要があると認められることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第8号について申し上げます。

本道路は、地域住民の生活道路として頻繁に利用されておりますが、砂利舗装のため雨天時には水たまりができるなど、大変利用に支障を来しているとのことであります。その実情に鑑み、早急に対策を講じて利便性の向上を図る必要があると認められることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（大田英勝君） 環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

これから、陳情第3号、町道白石線（有村酒造横～農協スタンド横）の整備について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、町道白石線（有村酒造横～農協スタンド横）の整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号「町道白石線（有村酒造横～農協スタンド横）の整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第4号、与論町道の舗装整備について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第4号、与論町道の舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号「与論町道の舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第5号、町道千迫線一部区間（与論高校西側）の拡幅改良工事について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、町道千迫線一部区間（与論高校西側）の拡幅改良工事についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号「町道千迫線一部区間（与論高校西側）の拡幅改良工事について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第6号、サグニャ地区農道（仮称）の舗装整備及び排水路改良につい

て、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第6号、サグニャ地区農道（仮称）の舗装整備及び排水路改良についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号「サグニャ地区農道（仮称）の舗装整備及び排水路改良について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第7号、サダリ地区農道（仮称）の舗装整備について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第7号、サダリ地区農道（仮称）の舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号「サダリ地区農道（仮称）の舗装整備について」は、採択することに決定しました。

次に、陳情第8号、川田博勝・阿多住秀・田中トヨ宅前南回り線（仮称）の道路舗装整備について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号、川田博勝・阿多住秀・田中トヨ宅前南回り線（仮称）の道路舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号「川田博勝・阿多住秀・田中トヨ宅前南回り線(仮称)の道路舗装整備について」は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第17 発議第6号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第17、発議第6号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓才良君） 発議第6号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰伸。同じく賛成者、与論町議会議員、喜山康三、同じく賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

森林の持つ地球の温暖化防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持などの公益的機能は極めて重要であることから、森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務であります。

このため、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 発議第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第18、発議第7号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓才良君） 発議第7号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論町議会議員、供利泰伸。賛成者、与論町議会議員、喜山康三。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

日本は、OECD諸国に比べて、一学級当たりの児童生徒数や教員ひとり当たりの児童生徒数が多く、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を縮小することが必要であります。また、少人数によるきめ細やかな指導と機会均等に一定水準の教育を受けられるようにするための財源を確保するためには、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1にすることが求められます。

このため、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第7号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号「少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2014年度政府予算に係る意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 発議第8号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

○議長（大田英勝君） 日程第19「発議第8号、道州制導入に断固反対する意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。8番。

○8番（麓 才良君） 発議第8号。提出者、与論町議会議員、麓才良。賛成者、与論

町議会議員、供利泰伸。賛成者、与論町議会議員、喜山康三、賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。

道州制導入に断固反対する意見書を別紙のとおり、与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

道州制導入については、「絶対に導入しないこと」と町村議会議長全国大会や都道府県会長会において決定し、政府・国会に対し適時要請してきていますが、与党の自由民主党・公明党においては、道州制の導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、野党の日本維新の会・みんなの党は既に道州制移行への法案を国会に提出しています。道州制の導入に断固反対するためには、全国の各町村から「導入反対・法案反対」の声を一斉に上げていく必要があります。

このため、国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（大田英勝君） 趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 討論なしと認めます。

これから、発議第8号、道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号「道州制導入に断固反対する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 所掌事務調査報告の件

○議長（大田英勝君） 日程第20、所掌事務調査報告の件を議題とします。

議会運営委員会から調査中でありました事項について報告したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の報告を受けることに決定しました。

議会運営委員長の報告を許します。7番。

○7番（野口靖夫君） 議会運営委員会の所掌事務調査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会が政務活動費について調査することとなった理由は、個々の町議会議員が町民からの陳情案件や本町が直面する諸課題の解決を図るため、それぞれの議員活動として、遠方にある県庁等まで出向いて要請活動を行うとなると、個人的に高額な旅費負担等を余儀なくされることから、長年このことが積極的な議員活動を展開する上でのネックとなっていたという現実があります。このため、町議会の活性化を図るには、政務活動費の制度化が必要ではないかとの問題提起があり、一連の調査を開始する運びとなったのであります。

なお、政務活動費という名称は、平成24年8月に地方自治法が一部改正されるまでは、政務調査費と称されていたものであります。

そもそも平成12年5月に地方自治法が改正されて政務調査費交付制度が設けられた背景には、地方分権が進展し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会の担う役割がますます重要になったことが挙げられます。制度の趣旨としては、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要である」とされているものであります。

そこで、5月30日、木曜日に開催した議会運営委員会において、政務活動費の制度について学ぶこととし、全国の町村議会で初めて議会基本条例を制定するな

ど、その活発な議会活動が注目されている北海道栗山町議会の取組を参考に、制度の導入・運用上必要となる政務活動費の交付に関する条例・規則・要綱の整備状況をはじめ、政務活動費の判断基準・対象経費・収支報告、ホームページ上で公開されている個々の議員が作成・提出した政務調査報告書の内容等について研修しました。

次に、6月20日、木曜日の議会運営委員会においては、この制度が全国の932町村議会のうち96町村議会で運用されていること、鹿児島県内では知名町議会が制度はつくっているものの運用はしていないこと。九州管内では福岡県及び沖縄県で7町村議会の導入事例があることを踏まえ、近隣の沖縄県に出向いて調査を実施することに決定しました。また、「市町村議員のための議会人の常識」という参考文献を利用して、政務調査費の法的性格・導入時の留意点・用途をはじめ、用途不明の証明責任は議員側にあること、制度の導入や額の決定に際しては参考人制度を利用して住民の代表者等の意見を聞くこと、制度を適正に運用するためには関係判例を常にチェックしておく必要があること等について研修しました。

なお、沖縄県内の調査地については、沖縄県町村議会議長会に政務調査費の導入実績及び運用の在り方が最も参考になる議会を紹介願いたいと相談し、2町を推奨してもらいました。

さらに、7月8日、議会運営委員会におきまして、沖縄県での調査先を中頭郡西原町議会・北谷町議会とし、5つの調査事項を決定するとともに、両町議会の関係条例・規則について事前研修をしたほか、栗山町議会の「政務活動費を充ててはならない経費」及び鹿児島県議会の「政務活動費の充当が不適當な経費」について事例研究をしました。

また、制度の重要性に鑑み、7月22日に全員協議会を開催し、3回に分けて議会運営委員会における協議内容及び関係資料の説明等を行うとともに、議運の所掌事務調査での質問等については、全員協議会に考えてもらった上で提出を求め、引き続き開催した議会運営委員会でその取りまとめを行い、調査事項及び質問等の詳細については事前に訪問先に送付・依頼して協力を仰ぐこととするなど、調査の充実を図りました。

こうして、去る7月30日に実施した議運の所掌事務調査には、喜山委員を除く4人の委員のほか、議長が参与として加わるとともに、制度の導入から運用までの実務面について学んでもらう必要があることから、事務局職員2人にも同行を求め、計7人で参加しました。また、調査に当たっては、その対象事項が広範多岐にわたることから、参加議員5人で調査事項を役割分担して臨むなど、一致協力して取り組んだ次第であります。

それでは、西原町議会の取組について5項目調査しましたので、順を追って報告します。

1 政務活動費導入までの経過について

政務調査費については、平成12年の法改正で制度が創設されたため、条例は議会事務局で準備した上で、町長提案の形で制定し平成13年4月から施行したとのことでした。

2 例規類（条例、規則、要綱、運用指針等）の内容について

政務調査費の交付等については、条例・規則だけで運用するのは大変難しいため、平成22年に特別委員会を設置して、「政務活動の手引き」を作成したとのことでもあります。

また、政務調査費は議員が町長に交付申請して交付を受ける補助金であるが、交付申請から収支報告までの手続の受付を現在は議会事務局で行っていることから、平成26年度からは条例どおり総務課に戻す予定であるとのことでした。

運用指針の中では6つの項目、①執行に当たっての原則、②実費弁償の原則、③按分の指針、④使途基準、⑤複数の使途項目に該当する費用の考え方、⑥充当が不適当な経費例を定め、支出に当たっての判断のばらつきを防ぐ参考にしていくとのことでもあります。

なお、参考にすべき事例として、政務活動に議員が連れ立って行くのは疑問であること、飲食費は特別な場合を除き認めていないこと、経費の按分割合に係る地裁・高裁の見解は10分の1から4分の1の範囲内にあること、新聞の一般紙は2紙購読している場合は1紙分だけを認めていること、備品は購入費の4分の1を認め上限額を3万円と決めていることなどの話を聴くことができました。

3 導入・運用に際しての留意事項、問題点及び課題について

政務調査費については、その使途・支出に妥当性があり、議員本人が第三者に対して説明・証明できることが不可欠となることから、住民やオンブズマン等からの批判に耐えられるようにする必要があるため、グレーゾーンとなる経費には充当しないという意識が大切であるとのことでした。

カメラの購入にしても、「普通どこの家庭にもあって使っているではないか」とのオンブズマン等の見方があるので、注意を要するとのことでもあります。

なお、政務活動に係る受入れ先との交渉・段取りは議員が自ら行うこととなっていて、議会事務局はサポートするだけであるとの報告もありました。

また、政務活動したいことがまずあるべきであって、費用があるからどこに行こうという・何を買おうというのは問題であることや、年度末には活動費を消化するため書籍を購入している例が多いが、オンブズマン等への説明は果たして可能なのかも課題であるとのことでした。

4 政務活動の実例、成果及び住民の評価について

政務活動の実例としては、研修会等に参加する事例が多いが、政務活動費は年額で12万円あっても、東京で研修を1回受けて帰ってくるだけで8万円は掛かるとの話もありました。

また、調査研修の結果は一般質問に生かしている例が多く、このことをもって成果とみなしているとのことでもあります。

5 公正性・透明性を確保するための情報公開や住民への報告について

政務活動費は補助金であるため、監査の対象となり議長には調査権があることから、使途の透明性を確保することが特に重要であるとのことでした。

次に、北谷町議会の取組についても5項目調査しましたので、順を追って報告します。

1 政務活動費導入までの経過について

最初は、平成15年に条例化に向けて議運で先進地を調査し検討したが、執行部に時期尚早であると判断されたため、頓挫したとのことでした。

その後、平成21年には政務調査費特別委員会を設置し、5か月の検討期間中に金武町・宜野湾市・西原町議会の先行事例調査も含めて委員会を9回開催するとともに、交付額は予算を伴うため、町長等と調整し理解を求めるとのことです。

このほか、北谷町議会においては3常任委員会、議会運営委員会、広報委員会、特別委員会の6委員会があるが、委員会ごとに実施する所管・所掌事務調査は、議員の任期中の4年に1回ずつ行っているとのことでした。

2 例規類（条例、規則、要綱、運用指針等）の内容について

新聞については、赤旗の日曜版、教育新聞、全国紙（朝日、毎日、読売、日経新聞等）は資料購入費の充当を認めているが、琉球新報、沖縄タイムス、スポーツ紙は普通に一般家庭にも購読されているので、認めていないとのことあります。

雑誌については、月刊地方議会人を認めているとのことでした。

書籍については、議員必携等を認めているが、3,000円を超える分については自己負担としていることから、例えば自治用語辞典の場合は4,200円のうち1,200円は自己負担となっているとのことあります。

事務費及び自家用車を使用した際の交通費については、判例に基づき、経費全体の9分の1（上限額は月額1,500円に設置）の支出を認めている（算出根拠の説明としては、小型乗用車のガソリン代として積算し、週3,000円×4.5＝1万3500円×9分の1＝1,500としている）が、ほとんどの議員はこれによる支出実例となっているとのことであります。

宿泊を伴う研修旅費中の宿泊料については、本土での研修の場合はほとんどがホテルパックなので確認していないが、そうでない場合は実費での支給額を認めているとのことであります。

収支報告書に添付する領収書については、原本は議員本人が保管することとなるため、提出用はコピーしたものとなるとの話でありました。

政務活動依頼書の提出期限については、議員の活動・調査先が県外の場合がほとんどであるため、訪問する側の事情及び受け入れる側の事情があることから、双方の調整機関等を考慮して、おおむね50日前と定めているとのことであります。

インターネットの使用料は、通信費の扱いとし、総額9分の1（上限額は月額1,500円）と認めることとなるが、支出の該当事例はないとのことでした。

インターネットによる収集情報のプリンター印刷に係る用紙代については、事務費からの支出となり、配布用の有料コピー代は資料作成費からの支出となるとのことであります。

私事旅行中に政務活動を行う場合、それに要する旅費等の取扱いについての該当事例はないが、認める場合は実費のみを認めることになるとの話でありました。なお、このことについては、参考文献となる「政務調査費ハンドブック―判例に学ぶ適正支出のチェックポイント―」に記載があるとの紹介がありました。

3 導入・運用に際しての留意事項、問題点及び課題について

北谷町議会の政務活動費は月額1万5000円で年額18万円だが、使途・支出等の運用については議員本人に説明責任があるので、誤解を招かないようにすることが最も重要であるとのことでした。

政務活動費を充てる・充てないの判断権は議員本人であるが、その適否についての判決は裁判所で下すこととなるため、使った人の説明責任にかかってくるとのことであります。

4 政務活動の実例、成果及び住民の評価について

政務活動の実例としては、本土で開催される研修会等への参加・調査費用に

充てられることが多いとのことであります。

執行機関への政策提言の実例としては、行政視察をした後で、先進地の入札制度、図書館の貸出システム、コミュニティバスの導入、学校のグラウンドの芝生化を提案したが、まだ実現した実例はないとのことであります。

なお、予算成立後または決算認定後に、事業実施の進捗状況や成果を確認・検証するため、政務活動を行った実例があるかとの質問に対しては、委員会による所管事務調査、事業予定箇所調査及び事業実地箇所調査で済んでいるため、そのような実例はないとの話でありました。

また、質問事項としての事前に送付してあった5つの項目、①住民から政務活動の内容について評価を受けた実例、②住民から政務活動の内容について説明を求められた実例、③住民またはオンブズマン等から批判・苦情があった実例、④批判・苦情があったため活動が萎縮した実例、⑤批判・苦情があったため活動を見直した実例については、いずれも該当事例がないとのことでした。

これに関連した話として、批判・苦情があった場合は、説明責任のある議員本人としての対応は当然のことであるが、内容によっては組織としての対応も考える必要があると思われるとのことであります。

5 公正性・透明性を確保するための情報公開や住民への報告について

政務活動費の活用状況については、19人いる議員のうち、平成22年度は18人、23年度も18人、24年度は17人の議員が利用したとの報告があり、同時に24年度交付分の各議員の政務調査費科目別支出状況の分かる資料の提供もあったが、24年度の場合は、体調不良のため申請していない議員が1人いるとの補足説明がありました。

なお、収支報告書には領収証等の証拠書類の写しを添付して提出することを義務付けているが、そのほかに政務活動報告書、レポートの提出も義務付けているとのことでした。

また、町のホームページでは、政務活動費に係る収支報告書及び政務活動報告書は公表していないが、今のところ予定はないものの、今後は県内の動向を見ながら対応していきたいとの話でありました。

情報公開条例に基づく収支報告書の閲覧の請求については、これまでに1件あったが、これは長崎県の佐世保市にある公営ギャンブルのサテライトを政務調査費で視察調査してきた内容が開示であり、利害関係者からの請求であったとのことであります。

政務調査研修を行った際には議長に提出することとなっている政務調査研修報告書については、情報公開条例に基づく閲覧請求の対象になることでした

が、情報提供をしてくれた人の名前が公表されることになる場合は、プライバシーの侵害に該当するため違反になるとの判断が出ているので、留意を要するとの助言もありました。なお、このことについては、前述した政務調査費ハンドブックの中に、掲載されているとのことでした。

以上、調査の経過と結果を申し上げ報告としますが、今後、これまでの調査の成果を生かしながら、議会運営委員会及び全員協議会の場はもとより、町執行部等とも協議・意見交換を重ねながら、来る12月定例議会において、政務活動費の交付に関する条例・規則を制定し、平成26年4月から施行して、この制度を導入・運用することができるように取り組んでまいりたいと存じますので、議員諸君の御指導あるいは御協力を、また執行部の御協力をよろしくお願い申し上げます。

本当に長時間にわたり御清聴ありがとうございました。皆さんの顔を拝見するときにうれしく思っただけでやらさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（大田英勝君） 所掌事務調査報告を終わります。

-----○-----

日程第21 議員派遣の件

○議長（大田英勝君） 日程第21号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第22 閉会中の継続審査・調査について

○議長（大田英勝君） 日程第22、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報・議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田英勝君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（大田英勝君） これで、本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成25年第3回与論町議会定例会を閉会します。
御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午後4時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 大田英勝

与論町議会議員 林 敏治

与論町議会議員 野口靖夫